

金融機関と企業との取引慣行に関する調査報告書
－平成２３年フォローアップ調査報告書－

平成２３年６月

公正取引委員会事務総局

目 次

第 1	調査の概要	1
1	調査の趣旨	1
2	調査対象等	1
(1)	調査対象	1
(2)	調査方法	1
(3)	調査期間	2
第 2	金融機関の業務（預金，貸付，為替以外）	3
第 3	金融機関との取引状況等	4
1	融資取引先金融機関数及び種類	4
2	メインバンクとの取引状況	5
3	融資取引先金融機関を選定した理由	6
4	融資取引先金融機関の変更状況	7
5	金融機関からの出資状況	9
6	金融機関からの役員の出向状況	9
第 4	融資を背景とした金融機関による要請等の実態	11
1	自己の提供する金融商品・サービスの購入要請	11
(1)	預金を創設・増額することの要請	11
(2)	預金以外の金融商品・サービスを購入することの要請	13
(3)	自己又は自己の関連会社等の株式を購入することの要請	17
2	関連会社等との取引の強要	18
(1)	関連会社等の商品・サービスを購入することの要請	19
(2)	関連会社等と取引することの要請	21
3	競争者との取引の制限	21
(1)	他の金融機関から借入れをしないことの要請	22
(2)	関連会社等の競争者と取引をしないことの要請	23
4	融資に関する不利益な取引条件の設定・変更	24
(1)	借り手企業からの借入れの申出がないときの借入れの要請	24
(2)	一定率以上の借入シェアを維持して借り入れることの要請	25
(3)	契約に定めた金利を引き上げることの要請	29
(4)	契約に定めた返済期限を前倒しすることの要請	31
(5)	債権保全の程度を超えた明らかに過剰な追加担保を差し入れることの要請	32
5	借り手企業の事業活動への関与	34
(1)	金融機関も保有している他企業株式を譲渡しないことの要請	34
(2)	借り手企業の役員選任への不当干渉	34
(3)	経営の自由度を著しく阻害されることの要請	35
6	要請に対する借り手企業の受け止め方	37
(1)	要請に対する断りにくさについての企業の感じ方	37
(2)	自らの意思に反して要請に応じた理由	39

第5	法令遵守等に対する金融機関等の取組状況	40
第6	今回の調査結果等について	43
1	今回の調査結果	43
2	金融機関が留意すべき事項	45
第7	公正取引委員会の今後の対応	45

第1 調査の概要

1 調査の趣旨

自己の取引上の地位が相手方に優越していることを利用して、取引の相手方に正常な商慣習に照らして不当に不利益を与える行為（優越的地位の濫用）は、自己と競争者間及び相手方とその競争者間の公正な競争を阻害するおそれがあるものであり、独占禁止法において、不公正な取引方法の一つとして禁止されている。この優越的地位の濫用規制について、公正取引委員会は、これまでの取組に加えて、最近では、平成22年1月に施行された独占禁止法改正法において、優越的地位の濫用が新たに課徴金納付命令の対象となったことを踏まえ、同年11月に「優越的地位の濫用に関する独占禁止法上の考え方」を策定・公表し、優越的地位の濫用規制の考え方を明確化してきたところである。

金融分野については、従前から当委員会として注視してきたところであり、金融機関¹から融資を受けている事業者²（以下「借り手企業」という。）を対象に、金融機関が借り手企業に対する取引上の優越的地位を利用して金融商品を販売するなどの不公正な取引の実態を調査し、平成13年7月、「金融機関と企業との取引慣行に関する調査報告書—融資先企業に対する不公正取引の観点からのアンケート調査結果—」（以下「13年調査」という。）を公表した。

その後も、都市銀行による借り手企業に対する優越的地位の濫用については、独占禁止法違反の排除勧告³が行われるなど、依然として金融機関による借り手企業に対する濫用行為が行われているのではないかと懸念があったことから、フォローアップ調査を行い、平成18年6月、「金融機関と企業との取引慣行に関する調査報告書」（以下「18年調査」という。）を公表した。

18年調査から4年以上経過し、その間、平成20年秋のリーマンショックや平成22年夏以降の急速な円高の進行といった経済情勢が変化する中で、金融機関と借り手企業との取引慣行に変化が生じていないかどうか、どのような実態にあるかを検証するため、再度フォローアップ調査を実施したものである。

2 調査対象等

(1) 調査対象

借り手企業、金融機関、事業者団体（借り手企業、金融機関）

(2) 調査方法

調査は次の方法により実施した。

ア アンケート調査

(7) 金融機関 発送数634社 回答数608社⁴（回収率95.9%）

（発送数の内訳：都市銀行5行、地方銀行及び第二地方銀行〔以下「地方銀行」という。〕105行、信託銀行18行、信用金庫272金庫、信用組合158組合、その他外国銀行等76行）

¹ 金融機関とは、銀行・信用金庫・信用組合・農林中央金庫等を指し、政府系金融機関（日本銀行、株式会社日本政策金融公庫、株式会社商工組合中央金庫、株式会社日本政策投資銀行等）、ノンバンク（預金業務を行わず、貸金業法第3条の登録を受けて与信業務を行っている事業者）、証券会社、保険会社及び信託会社を除く。

² 決算報告書において短期借入の実績がある事業者。

³ 平成17年12月26日勧告審決・平成17年（勧）第20号。

⁴ 608社のうち42社については、企業に対する融資を行っていなかった。

(イ) 借り手企業 発送数2,000社⁵ 回答数1,283社⁶ (回収率64.2%)

イ ヒアリング調査

借り手企業9社, 金融機関2機関, 事業者団体(借り手企業, 金融機関)5団体

(3) 調査期間

平成22年12月から平成23年2月まで

【本報告書における表記について】

○ それぞれにつき、次のとおり略記する。

借り手企業に対するアンケート調査 → 借り手企業アンケート調査

借り手企業に対するヒアリング調査 → 借り手企業ヒアリング調査

借り手企業の事業者団体に対するヒアリング調査 → 借り手事業者団体ヒアリング調査

金融機関に対するアンケート調査 → 金融機関アンケート調査

金融機関の事業者団体に対するヒアリング調査 → 金融機関事業者団体ヒアリング調査

○ 本文中、23年調査結果の回答割合を記した箇所において、それぞれ括弧書きで記載している数値は18年調査のものである。

○ 回答割合を示すパーセント(%)については、%表示にした上で小数点第2位以下を四捨五入しているため、合計が100%にならないものもある。

⁵ 短期借入金残高がある全国の法人事業者から、卸売業、各種サービス業(飲食店除く)、小売業及び飲食店、その他(製造業、建設業、電気・ガス・熱供給・水道業、情報通信業、運輸業等)の4業種に区分けし、それぞれ大企業、中堅企業及び中小企業に分類した上で18年調査と同様に2,000社を抽出した(大企業400社、中堅企業100社及び中小企業1,500社)。

抽出に当たっては、各都道府県から40社以上の事業者を抽出した。各都道府県に所在する事業者数にある程度の差があることを考慮し、抽出事業者数は相応の傾斜をかけることとした。

＜業種・企業規模の区分＞

	大企業	中堅企業	中小企業
卸売業	資本金10億円以上 かつ 常用従業員100人超	中小企業、大企業以外の企業	資本金1億円以下 又は 常用従業員100人以下
各種サービス業 (飲食店除く)	資本金10億円以上 かつ 常用従業員100人超	中小企業、大企業以外の企業	資本金50百万円以下 又は 常用従業員100人以下
小売業、飲食店	資本金10億円以上 かつ 常用従業員50人超	中小企業、大企業以外の企業	資本金50百万円以下 又は 常用従業員50人以下
その他	資本金10億円以上 かつ 常用従業員300人超	中小企業、大企業以外の企業	資本金3億円以下 又は 常用従業員300人以下

⁶ 1,283社のうち163社については、金融機関からの融資を受けていなかった。また、1,283社の内訳は、大企業が300社で23.4%、中堅企業が75社で5.8%、中小企業が869社で67.7%、不明が39社で3.0%である。

第2 金融機関の業務（預金，貸付，為替以外）

18年調査において，金融機関では，規制緩和による業態間規制の緩和及び販売方法の多様化を受け，手数料収入による収益確保（フィービジネス）のための業務拡大の動きがみられたところ，23年調査においても各種業務が活発に行われている傾向がみられた。

- 1 金融機関アンケート調査において，預金，貸付及び為替以外の金融機関の業務の種類を質問したところ，「①債務保証又は手形引受け」が89.0%（90.1%）と最も割合が高く，次いで，「⑦両替」の88.6%（86.4%），「⑨保険商品の窓口販売」の82.1%（78.3%）であった。また，大きな伸びを示した業務には「⑩投資信託の販売」の60.4%（50.8%），「⑫コンサルティング業務」の31.3%（22.9%），「⑬M&A業務」の34.0%（25.6%）があった⁷。
- 2 「⑫コンサルティング業務」や「⑬M&A業務」が増えているのは，平成15年頃から始まったリレーションシップバンキングといわれる顧客・地域密着型ビジネスモデルの定着と，金融庁が定める指針⁸において，これらの業務は貸付業務と切り離して行うことができる旨明確になったことが寄与しているものと考えられる。

＜金融機関の業務（複数回答）＞

（単位：％）

業務内容	18年	23年	業務内容	18年	23年
①債務保証又は手形引受け	90.1	89.0	⑧金融デリバティブ取引等	31.4	29.7
②有価証券の売買等	51.9	46.7	⑨保険商品の窓口販売	78.3	82.1
③国債等の引受け又は募集	72.8	79.4	⑩投資信託の販売	50.8	60.4
④債券の募集又は管理の受託	31.7	35.4	⑪クレジットカードの発行	9.0	50.8
⑤貸金庫	76.0	78.3	⑫コンサルティング業務	22.9	31.3
⑥振替業	52.7	47.2	⑬M&A業務	25.6	34.0
⑦両替	86.4	88.6	⑭その他	5.6	9.4

有効回答数＝18年調査：567，23年調査：553（金融機関アンケート調査）

- 3 こうした各種業務の活発化は，金融機関間の競争を促進する一方，借り手企業との交渉において，融資業務を通じた影響力を背景に各種要請が行われまいよう優越的地位の濫用として問題となる行為の未然防止策がより重要となる。

借り手企業ヒアリング調査において，本項目に関して質問したところ，次の回答があった。

＜借り手企業の回答＞

- ・金融機関は比較的低い金利で融資してくれるものの，その金利では利益が出ないとして，生命保険や損害保険などの購入依頼，当社の証券業務を当該金融機関の関連会社で行うことの提案，当社の取引先への支払勘定を当該金融機関で取り扱うとの提案をしていくことが多くなった。

⁷ 「⑪クレジットカードの発行」については，23年調査において，自ら発行するのみならず，取次が含まれることを明確にして質問したため，18年調査との比較はできない。

⁸ 金融庁「中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針 本編」（平成22年6月）146-147ページ等。

第3 金融機関との取引状況等

1 融資取引先金融機関数及び種類

今回調査対象とした企業が、どれくらいの金融機関と取引を行っているのか、また、それらがどのような金融機関かを質問したところ、次のとおりであった。

(1) 融資取引先金融機関数

借り手企業アンケート調査によると、融資取引先数は平均で4.9機関（5.5機関）と18年調査に比べて若干減少⁹している。また、融資取引先金融機関が一つであるとする借り手企業の割合は17.5%（13.9%）であり、18年調査に比べて増加している。

なお、企業規模別でみると、融資取引先金融機関が一つである借り手企業に占める中小企業の割合は93.6%であった。

＜融資取引先数の平均＞

（単位：機関）

18年調査	23年調査
5.5	4.9

有効回答数＝18年調査：915、23年調査：989（借り手企業アンケート調査）

＜融資取引先金融機関が一つであるとする借り手企業の割合＞

（単位：%）

18年調査	23年調査
13.9	17.5

有効回答数＝18年調査：915、23年調査：989（借り手企業アンケート調査）

＜融資取引先金融機関が一つであるとする借り手企業の割合（企業規模別）＞

（単位：%）

大企業	中堅企業	中小企業
4.1	2.3	93.6

有効回答数＝173（借り手企業アンケート調査）

また、借り手企業ヒアリング調査において、本項目に関して質問したところ、次の回答があった。

＜借り手企業の回答＞

- ・ 一行だけと取引している場合、金利設定について当該金融機関からの要請に従わざるを得なかった。資金調達コストの改善が望まれたため、複数の金融機関と取引するようになった。
- ・ 金融機関との交渉において、できるだけ対等な立場を維持するには競合する金融機関を含めた取引行数の確保が必要である。

(2) 融資取引先金融機関の種類

融資取引先金融機関の内訳をみると、地方銀行からの融資の割合が54.5%と最も高く、次いで、都市銀行が25.3%であった。

⁹ 18年調査と23年調査の間に、主に地方銀行、信用金庫、信用組合において統合が進んでおり、その絶対数が減少していることが、融資取引先金融機関数の減少に一定の影響を及ぼしていると考えられる。

<融資取引先金融機関の内訳>

(単位：%)

	件数	割合
都市銀行	809	25.3
地方銀行	1,741	54.5
信託銀行	148	4.6
信用金庫	335	10.5
信用組合	52	1.6
その他	110	3.4
合計	3,195	100.0

有効回答数=1,070（借り手企業アンケート調査）

2 メインバンクとの取引状況

18年調査において、借入残高の割合が最も高い金融機関（以下「メインバンク」という。）からの要請に対して断りにくく感じるという回答が少なくなかったところ、23年調査においては、メインバンクからの融資が占める割合は、若干増加の傾向がみられる。

(1) メインバンクとする金融機関

メインバンクを金融機関別にみると、都市銀行であるとする借り手企業が16.1%，地方銀行が66.3%，その他が17.7%であった。

(2) メインバンクからの融資が占める割合

ア 金融機関から受けている全融資額のうち、メインバンクからの融資が占める割合を質問したところ、「40%超～60%」という回答が26.3%（24.6%）と最も割合が高く、次いで、「80%超」という回答が26.0%（21.8%）であった。

イ 企業規模別にみると、大企業では「20%超～40%」という回答が47.6%と最も割合が高く、中堅企業でも「20%超～40%」という回答が38.8%と最も割合が高く、中小企業では「80%超」という回答が34.4%と最も割合が高かった。

<メインバンクからの融資が占める割合>

(単位：%)

	18年調査	23年調査
0～20%	10.3	7.4
20%超～40%	29.2	25.6
40%超～60%	24.6	26.3
60%超～80%	14.0	14.7
80%超	21.8	26.0

有効回答数=18年調査：978、23年調査：1,030（借り手企業アンケート調査）

<メインバンクからの融資が占める割合（企業規模別）>
（単位：％）

	大企業	中堅企業	中小企業
0～20％	17.1	6.0	4.2
20％超～40％	47.6	38.8	16.7
40％超～60％	24.8	34.3	25.8
60％超～80％	6.5	4.5	18.9
80％超	4.1	16.4	34.4

有効回答数＝大企業：246，中堅企業：67，中小企業：694（借り手企業アンケート調査）

(3) メインバンクとの取引年数

18年調査において、金融機関との取引年数が長ければ当該金融機関からの要請に対して断りにくく感じるという回答が少なくなかった。そこで、23年調査においてもメインバンクとの取引年数を調査したところ、取引年数が「10年以上」という回答が72.5％（76.6％）と最も割合が高かった。

<メインバンクとの取引年数>

（単位：％）

	18年調査	23年調査
1年未満	3.6	2.9
1年～3年未満	3.5	3.6
3年～5年未満	7.7	7.7
5年～10年未満	8.7	13.3
10年以上	76.6	72.5

有効回答数＝18年調査：978，23年調査：1,036（借り手企業アンケート調査）

3 融資取引先金融機関を選定した理由

現在取引のある金融機関を選定した理由として、「近くにある」という回答が61.1％（53.1％）と最も割合が高く、次いで、「融資条件が良い」という回答が58.1％（63.4％）であった。

<現在融資を受けている金融機関を選定した理由（複数回答）>

（単位：％）

	18年調査	23年調査
近くにある	53.1	61.1
融資条件が良い	63.4	58.1
知名度がある	17.7	17.6
株主である	18.7	16.1
情報量が豊富である	19.7	16.1
ネットワークが充実している	13.5	13.8
経営のアドバイスをしてくれる	15.1	12.9
取引先や商材をあっせんしてくれる	8.4	7.9
その他	13.7	12.7

有効回答数＝18年調査：1,050，23年調査：1,108（借り手企業アンケート調査）

4 融資取引先金融機関の変更状況

18年調査において、金融機関からの要請に対し、意思に反して要請に応じた理由として、次回の融資が困難になると思ったためという回答や、融資を打ち切られた場合、今と同程度の条件で取引をしてくれる金融機関が他に見つからないと思ったためとする回答が多かった。そこで、23年調査においても、融資取引先金融機関の変更状況を質問したところ、次のとおりであった。

- (1) 借り手企業アンケート調査において、「平成18年以降における融資を受けている金融機関の変更の有無」¹⁰を質問したところ、「変わっていない」という回答が71.8% (66.5%) であり、「変わった」という回答が31.6% (39.9%) であった。
- (2) また、「変わっていない」と回答した企業に対し、「変更を検討したことがあるか」を質問したところ、変更することを「検討した」という回答が12.7% (28.8%) であった。
- (3) さらに、「検討したが変更できなかった」と回答した企業に対し、その理由を質問したところ、「他の金融機関と取引を開始しようとしても、拒絶されるおそれがあるため」という回答が48.6% (47.7%) と最も割合が高く、次いで、「既存の金融機関との関係があるため」という回答が32.4% (31.8%) であった。

なお、「その他」という回答の割合が24.3% (4.5%) を占めているが、その中には「数年後に再度借入れをお願いしても渋られる状況が見えたため」、「担保のための物件を用意できないため」などの回答があった。

<取引先金融機関の変更状況（複数回答）>

(単位：%)

	18年調査	23年調査
①変わっていない	66.5	71.8
②変わった（既存の金融機関との取引をやめた）	13.1	8.6
③変わった（新たに取引を始めた）	26.8	23.0

有効回答数＝18年調査：1,005、23年調査：1,111（借り手企業アンケート調査）

<前記① 変わっていない理由>

(単位：%)

	18年調査	23年調査
検討したことはない	71.3	87.3
検討したが変更できなかった ⇒①′	6.6	5.4
検討したが変更する必要が無かった	22.2	7.3

有効回答数＝18年調査：668、23年調査：780（借り手企業アンケート調査）

¹⁰ 18年調査は平成13年以降、23年調査は平成18年以降の変更状況を質問している。

<前記① 検討したが変更できなかった理由（複数回答）>

（単位：％）

	18年調査	23年調査
他の金融機関と取引を開始しようとしても拒絶されるおそれがあるため	47.7	48.6
既存の金融機関との関係があるため	31.8	32.4
他の金融機関と新たに取引を開始するのに時間がかかるため	29.5	21.6
近くに他の金融機関がないため	2.3	2.7
その他	4.5	24.3

有効回答数＝18年調査：44、23年調査：37（借り手企業アンケート調査）

- (4) 「変わった（既存の金融機関との取引をやめた）」と回答した企業に対し、その理由を質問したところ、「金利などの条件が悪かったため」という回答が43.8％（39.4％）と最も割合が高く、次いで、「以前取引していた金融機関からの融資を打ち切られたため」という回答が15.6％（15.9％）であった。

なお、「その他」という回答の割合が49.0％（47.7％）を占めているが、その中には「完済したため」、「（借入れを）整理・集約することとしたため」、「金融機関の方針・対応が変わったため」、「金融機関側から一方的な条件変更を求められたため」などの回答があった。

<前記② 既存の金融機関との取引をやめた理由（複数回答）>

（単位：％）

	18年調査	23年調査
金利などの条件が悪かったため	39.4	43.8
以前取引していた金融機関からの融資を打ち切られたため	15.9	15.6
取引していた金融機関の店舗が移転または閉鎖してしまったため	6.1	3.1
近くに新しい金融機関が進出してきたため	0.0	1.0
その他	47.7	49.0

有効回答数＝18年調査：132、23年調査：96（借り手企業アンケート調査）

- (5) また、「変わった（新たに取引を始めた）」と回答した企業に対し、その理由を質問したところ、「金利などの条件が良かったため」という回答が57.3％（58.4％）と最も割合が高かった。これに次いで、「その他」という回答の割合が38.3％（37.5％）を占めているが、その中には「借入先の分散、多様化」、「取引先紹介、地元の情報等有益な情報を提供してくれるため」、「金融機関から営業があったため」などの回答があった。

<前記③ 新しい金融機関と取引を始めた理由（複数回答）>

（単位：％）

	18年調査	23年調査
金利などの条件が良かったため	58.4	57.3
追加資金が必要となり、既存の取引先金融機関に相談したが、融資してもらえなかったため	10.0	12.3
近くに新しい金融機関が進出してきたため	6.7	5.5
以前取引をしていた金融機関からの融資額を減額されたため	3.7	5.1
その他	37.5	38.3

有効回答数＝18年調査：269、23年調査：253（借り手企業アンケート調査）

5 金融機関からの出資状況

18年調査において、金融機関からの要請に対し、意思に反して要請に応じた理由として、自社の株式を売却されると思ったためという理由がみられたところ、23年調査において、金融機関から出資を受けているかという質問に対して「出資を受けている」という回答の割合は、23.6％（21.5％）であった。

なお、出資を受けた場合、当該金融機関は株主でもあるため、借り手企業の経営の理解が容易になるという面もある一方、当該金融機関からの各種要請に対する断りづらはさは大きくなるといえる。

<金融機関からの出資状況>

（単位：％）

	18年調査	23年調査
出資を受けている	21.5	23.6
出資を受けていない	78.5	76.4

有効回答数＝18年調査：1,057、23年調査：1,109（借り手企業アンケート調査）

また、借り手企業ヒアリング調査において、本項目に関して質問したところ、次の回答があった。

<借り手企業の回答>

- ・金融機関が借入先であると同時に大株主でもある場合、株式を手放されると当社の資本減少を招くことになる。そのため、株主の立場を前提とした提案についてはデメリットを感じつつ、ある程度は対応せざるを得ない状況である。

6 金融機関からの役員の出向状況

23年調査において、金融機関と借り手企業の関係について、融資取引のほか、どのような関係があるかを把握するため、役員の出向状況を質問したところ、次のとおりであった。

- (1) 借り手企業アンケート調査において、金融機関からの役員¹¹ポストへの出向、転籍、退職者の受入状況を質問したところ、「受け入れている」という回答の割合が5.4％¹²であった。そのうち中小企業は18社、30.0％であった。

¹¹ 「役員」とは、代表取締役、取締役等の経営執行の任に当たる者をいうものとした。

¹² 「受け入れている」という回答が60社あり、これを金融機関と融資取引を行っている企業数1,120で除した割合を示す。

なお、この「受け入れている」と回答した60社のうち40社は出資を受け入れているが、他の20社は出資を受け入れていない。

- (2) さらに、「受け入れている」と回答した企業に対し、金融機関から出向等をしている役員数を質問し、それぞれの企業における役員総数に占める割合を算出したところ、「0～20%」という回答が66.7%と最も割合が高く、次いで、「20%超～40%」という回答が23.3%であった。

＜金融機関から役員を受け入れている場合の役員総数に占める割合＞

(単位：%)

	割合（全体）	中小企業における割合
0～20%	66.7	38.9
20%超～40%	23.3	33.3
40%超～60%	5.0	11.1
60%超～80%	5.0	16.7
80%超	0.0	0.0

有効回答数＝60（借り手企業アンケート調査）

- (3) 就いている役職等

借り手企業ヒアリング調査において、金融機関からの出向者等が現在就いている役職を質問したところ、「専務取締役」、「常務取締役」、「取締役」、「社外取締役」又は「監査役」であり、また、当人と金融機関との関係は、「出向」、「転籍」又は「退職」であった。

- (4) 金融機関からの役員の受入れ過程

役員への出向等の要請については、借り手企業からの要請及びこれまでの経緯があるためという回答が多かったが、その他に金融機関からの要請という回答もあり、特段の傾向はみられなかった。

また、最初から役員として出向等を受け入れたという回答もあったが、最初は部長や課長などの非役員として出向を受け入れ、数年間の職務を行った後、役員に昇格するとともに当社に転籍するという回答が複数みられた。

- (5) 金融機関から役員を受け入れる理由

借り手企業ヒアリング調査において、本項目に関して質問したところ、次のとおり、金融に関する専門的知識や信用補完に資するという理由から金融機関出身の役員を受け入れているなどの回答があった。

＜借り手企業の回答＞

【専門的知識とするもの】

- ・金融分野における専門的知識・経験を持った人材を得ることができる。
- ・金融機関は複数の業種と接点があるため、事業会社では得ることができない業種横断的な経営知識を得ることができる。

【業務・融資にとって有利になるとするもの】

- ・金融機関と折衝をしてもらえる。
- ・当社の信用補完になり、他の取引先金融機関をつなぎとめることができる。
- ・金融機関から役員を受け入れ、当該金融機関のグループ会社になることによって、仕事をすることができる。
- ・金融機関における役職が高かった者であれば各所に顔が利くため業務上有利。
- ・出向・転籍元の金融機関との取引関係が密になる。

- ・シンジケートローンの幹事行を引き受けてくれる。
- ・会社を中から見て事情を理解してくれているため、金融機関から融資を受ける際の交渉がスムーズになる。

(6) 金融機関から役員を受け入れるデメリット

借り手企業ヒアリング調査において、金融機関から役員を受け入れることによる借り手企業側のデメリットを質問したところ、次の回答があった。

<借り手企業の回答>

- ・取引をする上で金融機関からの転籍者に恥をかかせてはいけない、つまり、転籍元の金融機関の融資シェアを落としてはいけないというプレッシャーを感じる。
- ・金利面でより条件の良い金融機関がほかにあるが、当該金融機関から借り入れづらい。

第4 融資を背景とした金融機関による要請等の実態

金融機関と借り手企業との取引において融資を背景とした金融機関による要請等の実態を把握するため、次の項目について、借り手企業に質問した。

具体的には、項目ごとに最近一年間において「融資に関連して金融機関から要請されたことがあるか」を質問し、次に要請されたことがある企業に対し「要請に応じたことがあるか」を質問し、さらに、要請に応じた企業に対し「意思に合致していたか」を質問した。

1 自己の提供する金融商品・サービスの購入要請

18年調査では、取引上優越した地位にある金融機関が、借り手企業に対し、次のような行為を行うことは、独占禁止法上問題となるとの指摘を行ったところである。

- 債権保全に必要な限度を超えて、融資に当たり定期預金等の創設・増額を受け入れさせ、又は預金が担保として提供される合意がないにもかかわらず、その解約払出しに応じないこと。
- 借り手企業に対し、要請に応じなければ融資等に関し不利な取扱いをする旨を示唆して、自己の提供するファームバンキング¹³、デリバティブ商品¹⁴、社債受託管理等の金融商品・サービスの購入を要請すること。

(1) 預金を創設・増額することの要請

ア 借り手企業アンケート調査において、「融資の申込みの際又は融資実行後に、預金（定期預金を含む）を創設・増額するようにと要請されたことがあるか」を質問したところ、「要請されたことがある」という回答が11.3%（9.6%）であり、18年調査より増加している。

「要請されたことがある」と回答した企業に対し、「要請に応じたことがあるか」を質問したところ、「要請に応じたことがある」という回答が80.5%（86.0%）であり、13年・18年調査よりは減少しているものの高い水準にある。

¹³ ファームバンキングとは、企業のコンピュータと金融機関のコンピュータを通信回線で接続し、各種取引や情報提供をオンラインで行うシステムを指す。

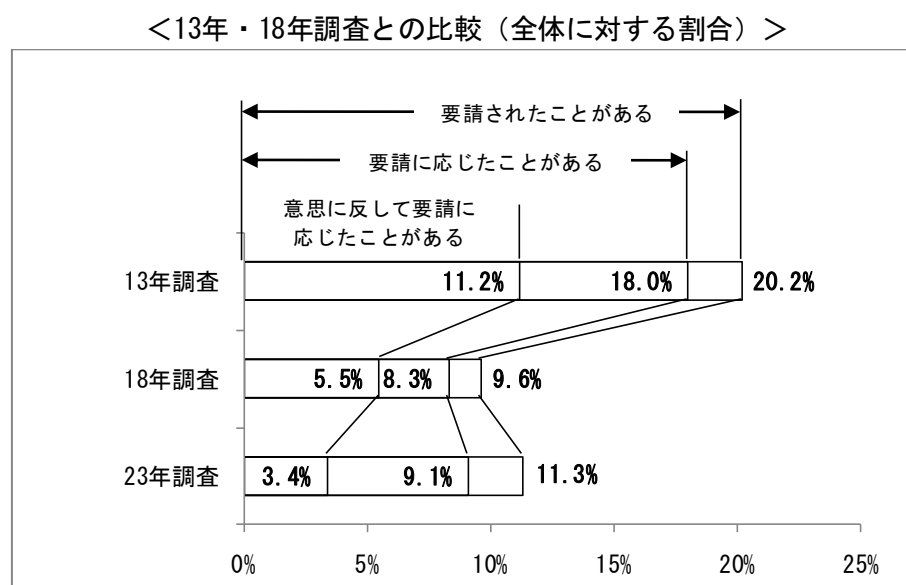
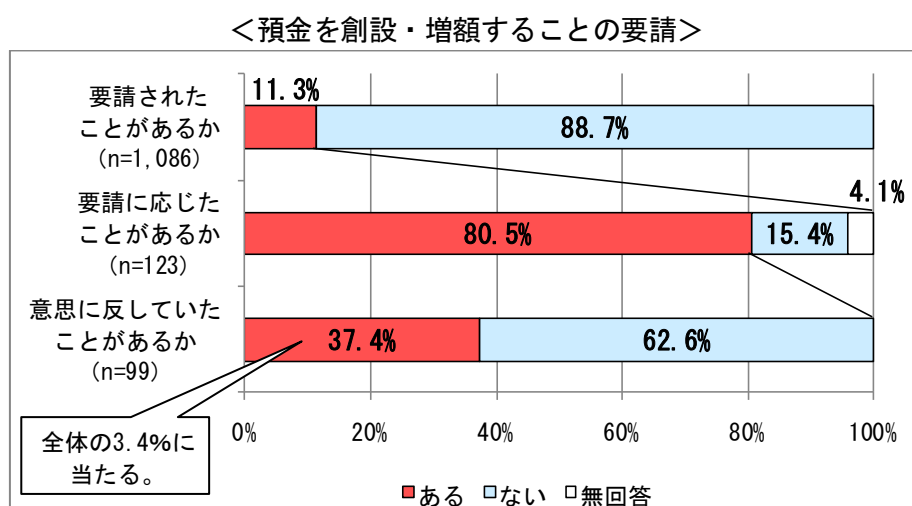
¹⁴ デリバティブ商品とは、預金、為替、債券、株式等の従来の金融商品から副次的に派生した商品で、金融先物、スワップ、オプション等を指す。

「要請に応じたことがある」と回答した企業に対し、「意思に合致していたか」を質問したところ、「意思に反していた」という回答が37.4%（67.4%）と18年調査と比べると大きく減少している。この「意思に反して応じた」という回答の全体に占める割合は3.4%（5.5%）であった。

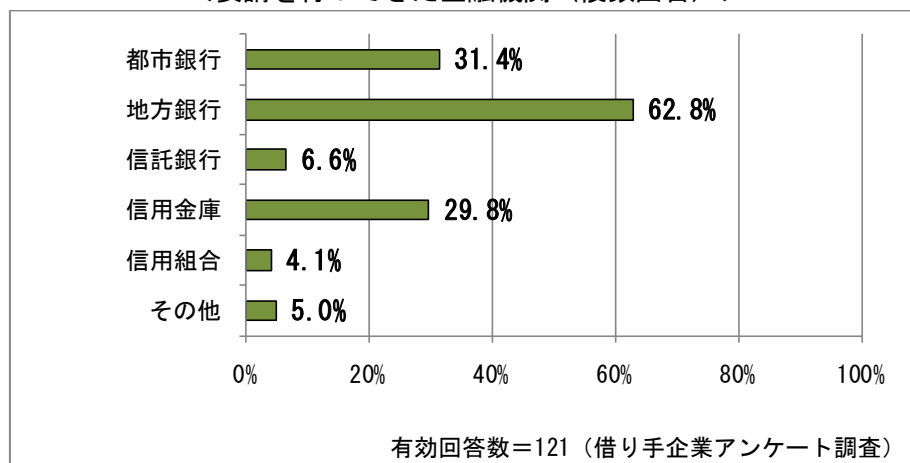
18年調査と比較すると、「要請されたことがある」という回答が若干増加したが、「意思に反して応じた」という回答の全体に対する割合は減少した。

なお、11ページの第4の1から34ページの同5までに記載した各要請に対して、「意思に反して応じた」理由については39ページ6（2）参照。

イ 当該要請を行ってきた金融機関を質問したところ、地方銀行が62.8%（69.0%），次いで、都市銀行が31.4%（30.0%）であった。



＜要請を行ってきた金融機関（複数回答）＞



ウ 借り手企業ヒアリング調査及び金融機関事業者団体ヒアリング調査において、本項目に関して質問したところ、次の回答があった。

＜借り手企業の回答＞

- ・従前から行っていたドル建て普通預金を定期預金に切り替えてほしいという要請を受けたことがある。当社としては、いつでもドルを円に換えられるよう流動性が高い形で保有しておきたかった。しかし、要請を断れば今後融資を受けるに際し、審査に時間を掛けられるのではないかと懸念があったため、要請に応じた。
- ・融資を続けてほしいのであれば担保を提供するようという要請を受けたことがある。担保として提供するものが無かったため、代わりに預金を積み増すことにしてもらった。
- ・金融機関は月末の預金残高の数字がほしいためか、各金融機関から、預金を移し替えてほしいという要請を受けたことがある。要請内容は定期預金など拘束性のある預金ではなく、必要な時期にいつでも引き出せるものであったため、要請に応じた。
- ・当社は、支出する時期に先立って一括して借入れを行っているところ、支出に要するまでの間は預金をしてほしいという要請を受けたことがある。その預金は普通預金であり定期預金など拘束性のある預金ではないため、当該金融機関との今後の円滑な取引関係の維持を考慮して要請に応じた。

＜金融機関事業者団体の回答＞

- ・借り手企業が金融機関から預金創設・増額、担保の積み増しの要請を受けたことがあるというが、これらの要請は当該借り手企業の信用リスクの補完として行われたものであって、十分に説明がなされているのであれば一般的に行われている商慣行ではないか。

(2) 預金以外の金融商品・サービスを購入することの要請

ア 借り手企業アンケート調査において、「融資の申込みの際又は融資実行後に、金融商品・サービスを購入するよう」と要請されたことがあるかを質問したところ、「要請されたことがある」という回答が12.5%（14.7%）であった。

「要請されたことがある」と回答した企業に対し、「要請に応じたことがあるか」を質問したところ、「要請に応じたことがある」という回答が67.6%（74.0%）であった。

「要請に応じたことがある」と回答した企業に対し、「意思に合致していたか」を質問したところ、「意思に反していた」という回答が31.9% (50.5%) であった。この「意思に反して応じた」という回答の全体に占める割合は2.7% (5.5%) であった。

13年・18年調査と比較すると、「要請されたことがある」という回答、「意思に反して要請に応じた」という回答の全体に占める割合は、いずれも減少した。

イ 当該要請を行ってきた金融機関を質問したところ、地方銀行が64.7% (63.3%)、次いで、都市銀行が32.4% (48.7%) であった。

ウ 前記アの「要請に応じたことがある」と回答した企業に対し、「どのような金融商品・サービスの購入要請があったか」を質問したところ、「クレジットカード」が32.3% (36.9%) と最も割合が高く、次いで、「投資信託」が23.7% (27.0%)、「振込口座の指定」が22.6% (15.3%) であった。

エ 「ファームバンキング」の利用要請に応じたという回答が金融機関全体で17.2% (29.7%) となっているところ、都市銀行から要請された金融商品・サービスのうち「ファームバンキング」が占めた割合は19.4% (27.4%)、地方銀行では19.4% (22.1%) であった。

オ 「デリバティブ商品」の購入要請に応じたという回答が金融機関全体で12.9% (18.9%) となっているところ、都市銀行から要請された金融商品・サービスのうち「デリバティブ商品」が占めた割合は25.8% (26.0%)、地方銀行では11.3% (9.5%) であった。

カ 借り手事業者団体ヒアリング調査及び借り手企業ヒアリング調査において、本項目に関して質問したところ、次の回答があった。

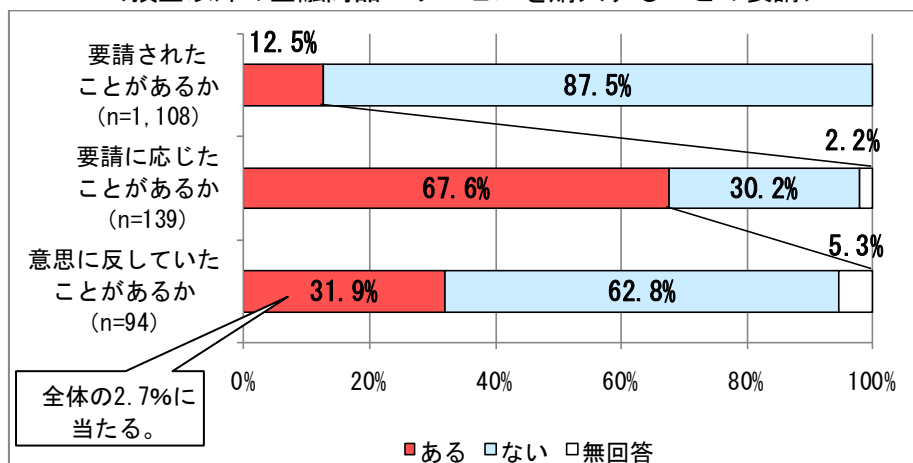
<借り手企業事業者団体の回答>

- ・金融デリバティブ商品は、本来、借り手企業側の実需に基づいて導入すべきものであるところ、お付き合いで購入した結果、オーバーヘッジといわれる現象が起きているのではないかと。もっとも、最近では金融機関内部のコンプライアンスが厳しくなったこともあり、安易にデリバティブ商品を販売できる取引先が少なくなっているのではないかと。

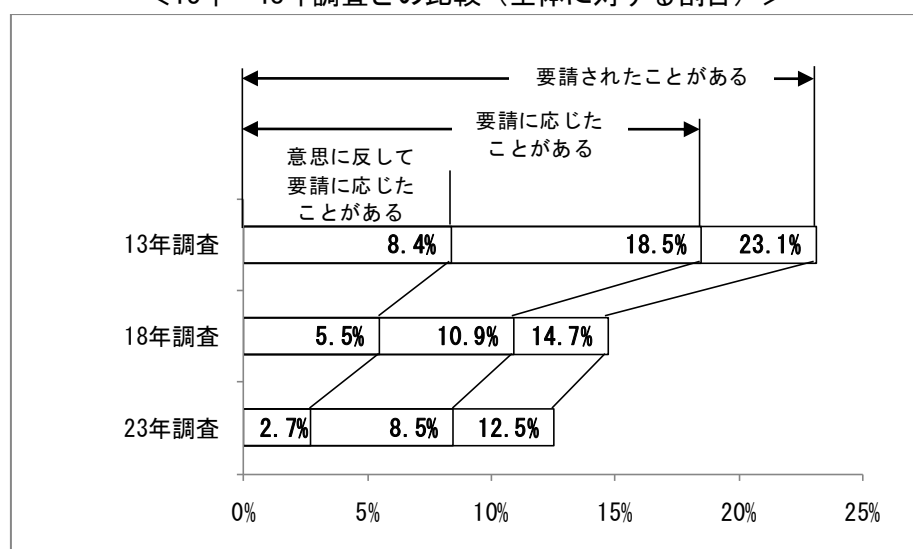
<借り手企業の回答>

- ・金融機関が低利で融資に応じてくれる場合、それとともに各種保険商品の購入、証券業務の代行、取引先への支払勘定の取扱いの変更といった要請を受けることがある。その際、これらを融資の条件とするといった表現を用いることはなく、融資とは無関係な提案として要請をしてくる。
- ・2、3年前の平成19年から平成20年頃は、当社に対し、金融機関によるデリバティブ商品の売り込みが多かった。

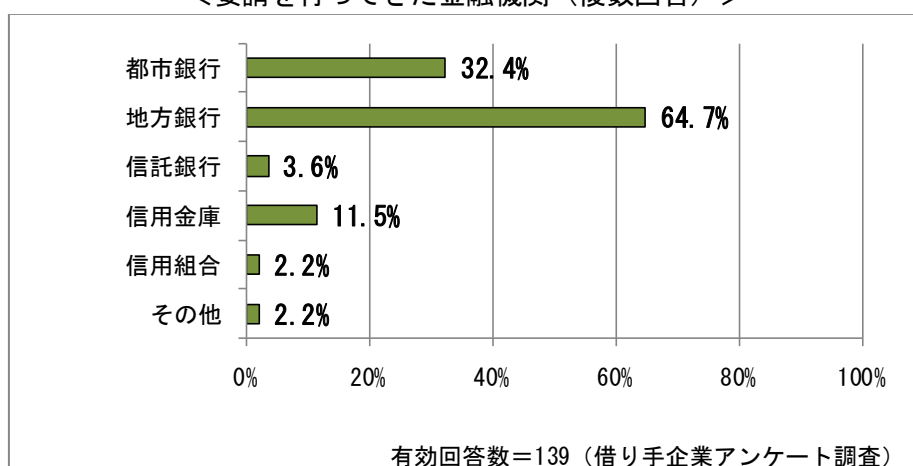
<預金以外の金融商品・サービスを購入することの要請>



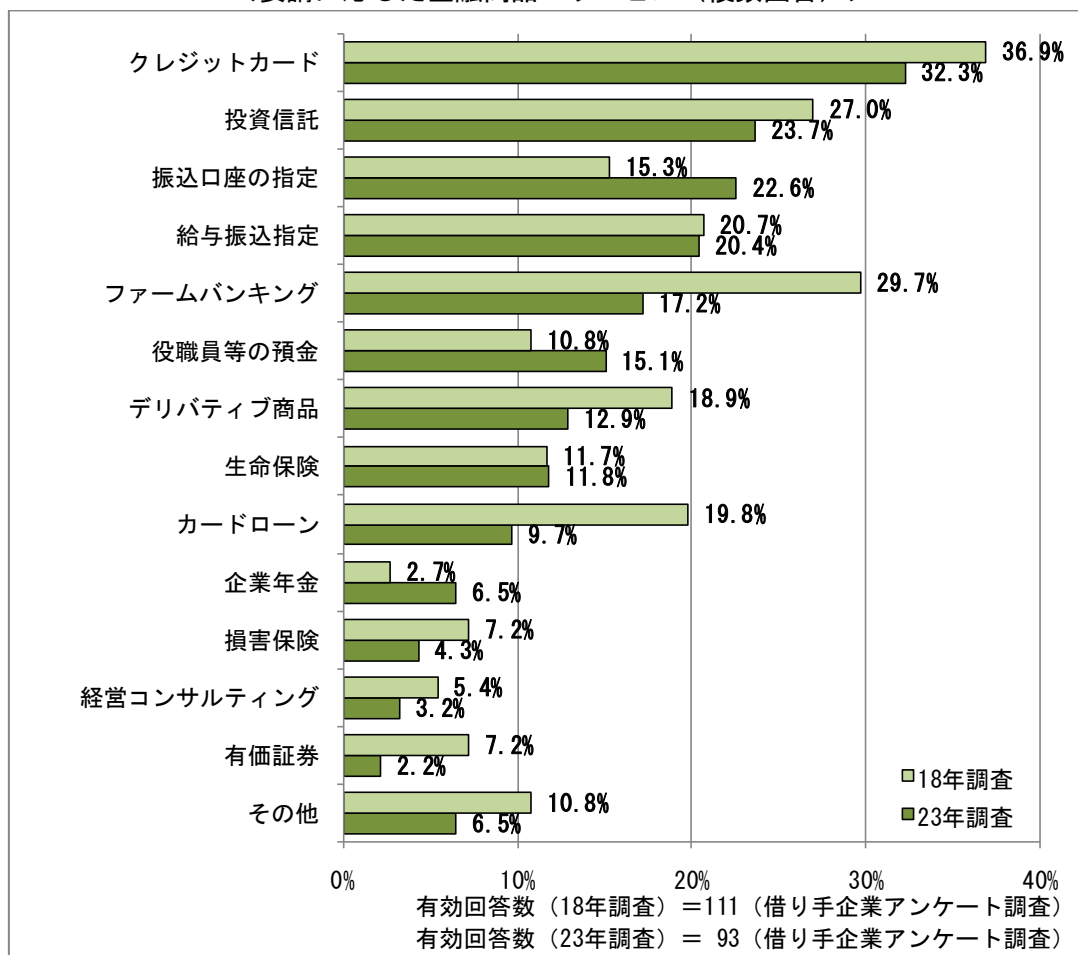
<13年・18年調査との比較（全体に対する割合）>



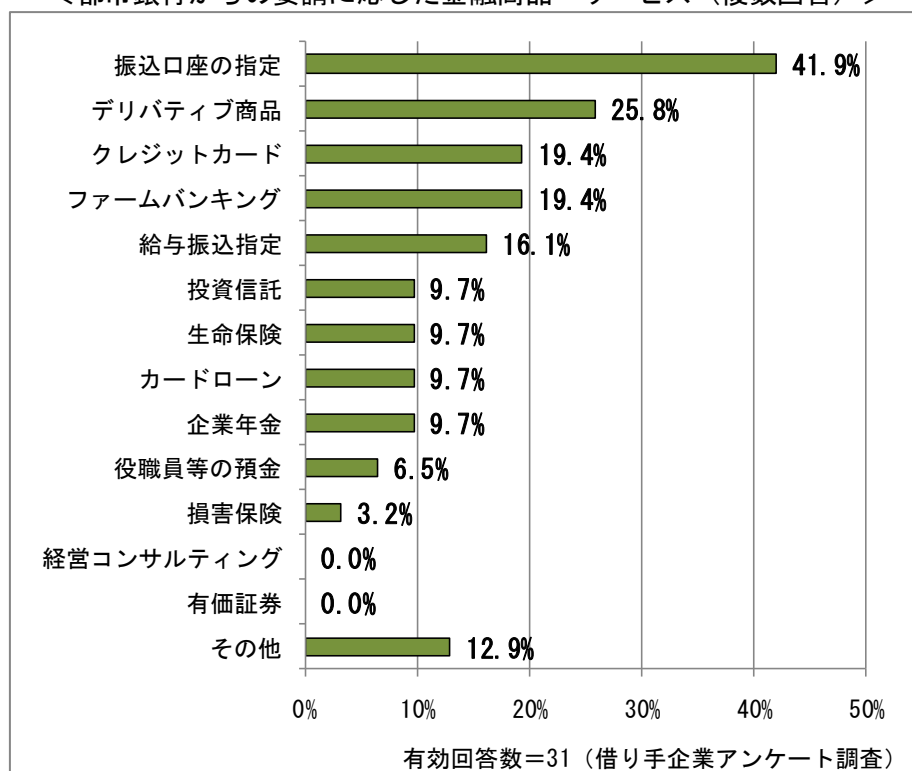
<要請を行ってきた金融機関（複数回答）>



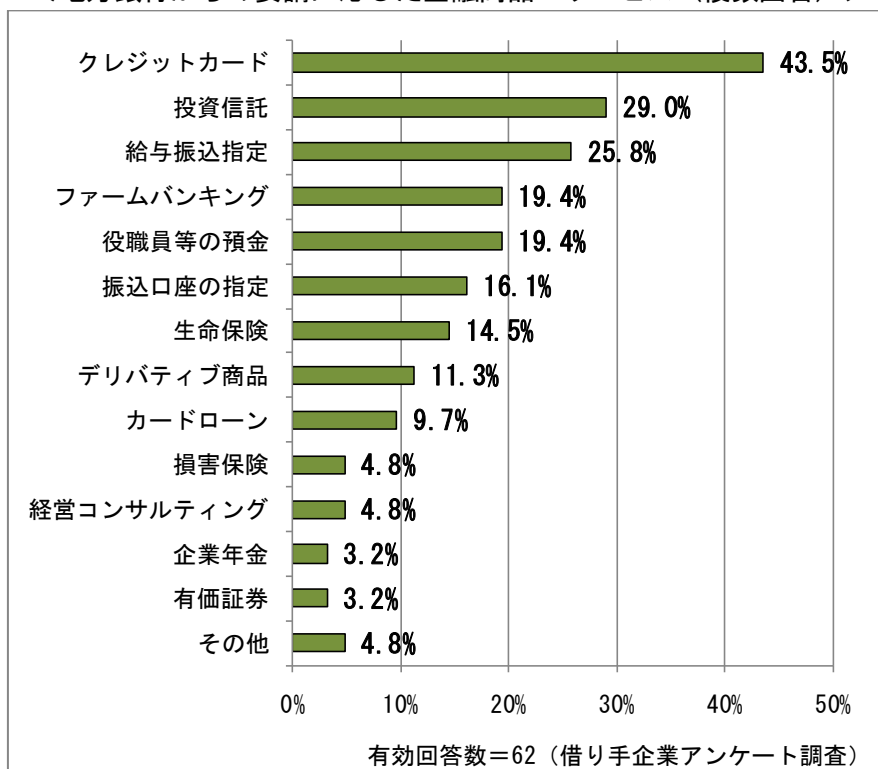
<要請に応じた金融商品・サービス（複数回答）>



<都市銀行からの要請に応じた金融商品・サービス（複数回答）>



＜地方銀行からの要請に応じた金融商品・サービス（複数回答）＞



(3) 自己又は自己の関連会社等の株式を購入することの要請

ア 借り手企業アンケート調査において、「金融機関の増資に伴い、自己又は関連会社等が発行する新株¹⁵を購入するようにと要請されたことがあるか」を質問したところ、「要請されたことがある」という回答が1.2%であった。

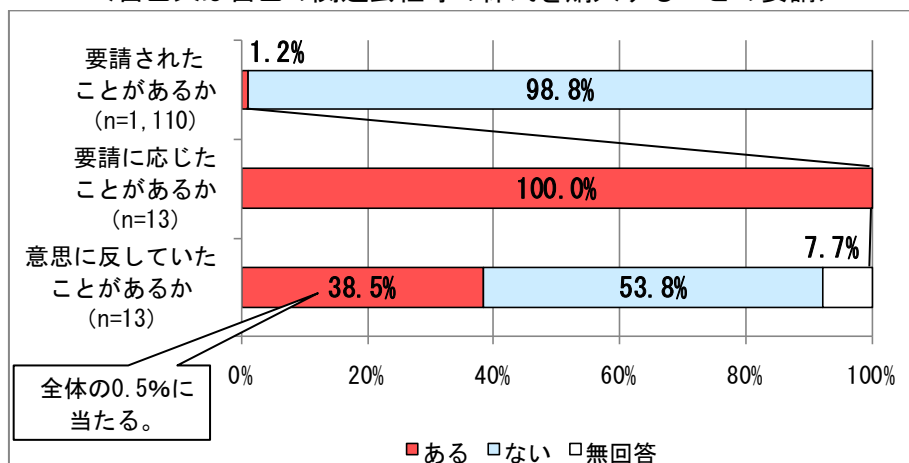
「要請されたことがある」と回答した企業に対し、「要請に応じたことがあるか」を質問したところ、全て「要請に応じたことがある」という回答であった。

「要請に応じたことがある」と回答した企業に対し、「意思に合致していたか」を質問したところ、「意思に反していた」という回答が38.5%であった。この「意思に反して応じた」とする回答の全体に占める割合は0.5%であった。

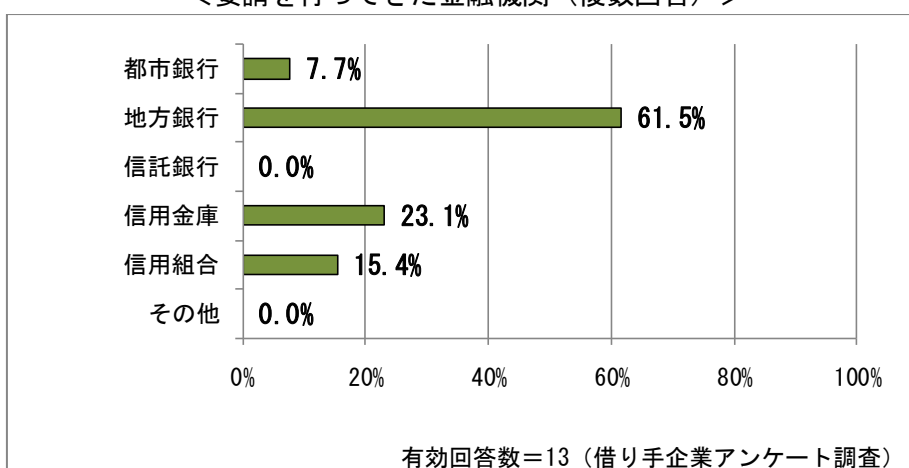
イ 当該要請を行ってきた金融機関を質問したところ、地方銀行が61.5%、次いで、信用金庫が23.1%であった。

¹⁵ 信用金庫及び信用組合については、株式ではなく出資金のことである。

<自己又は自己の関連会社等の株式を購入することの要請>



<要請を行ってきた金融機関（複数回答）>



ウ 借り手企業ヒアリング調査において、本項目に関して質問したところ、次の回答があった。

<借り手企業の回答>

- ・取引先の金融機関が新株を発行するに当たり、新株を引き受けてほしいという要請を受けたことがある。以前、当社が新株を発行した際に当該金融機関が引き受けてくれたことや、今後当社が困ったときに協力してもらわないといけなことから要請に応じた。
- ・取引先の金融機関が新株を発行するに当たり、新株を引き受けてほしいという要請を受けたことがある。特に必要を感じなかったが、お付き合いで要請に応じた。今その株式を売却すれば損失が生じるため、現在も保有している。

2 関連会社等との取引の強要

18年調査では、金融機関が融資等を通じた影響力を背景として次のような行為を行うことは、独占禁止法上問題となるとの指摘を行ったところである。

- 融資に当たり、要請に応じなければ融資等に関し不利な取扱いをする旨を示唆して、自己の関連会社等が提供する保険等の金融商品の購入を要請すること。
- 融資に当たり、要請に応じなければ融資等に関し不利な取扱いをする旨を示唆して、社債の引受けや企業年金運用の受託等の金融サービスの購入を要請すること。

○ 融資に当たり、自己の関連会社等と継続的に取引するよう強制すること。

(1) 関連会社等の商品・サービスを購入することの要請

ア 借り手企業アンケート調査において、「融資の申込みの際又は融資実行後に、当行（金庫、組合）の関連会社等の商品・サービスを購入するようにと要請されたことがあるか」を質問したところ、「要請されたことがある」という回答が2.6%（8.0%）と18年調査に比べて大きく減少した。

「要請されたことがある」と回答した企業に対し、「要請に応じたことがあるか」を質問したところ、「要請に応じたことがある」という回答が51.7%（72.3%）であった。

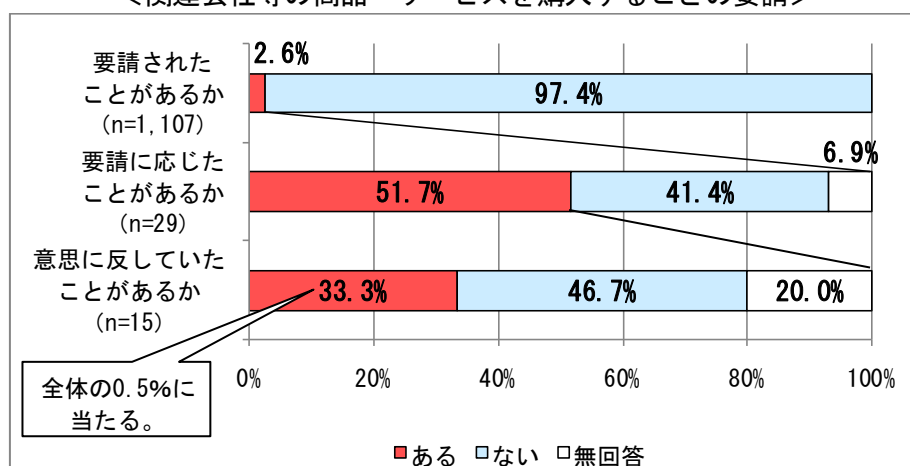
「要請に応じたことがある」と回答した企業に対し、「意思に合致していたか」を質問したところ、「意思に反していた」という回答が33.3%（56.7%）であった。この「意思に反して応じた」とする回答の全体に占める割合は0.5%（3.3%）であった。

13年・18年調査と比較すると、「要請されたことがある」という回答、「意思に反して要請に応じた」という回答の全体に占める割合は、いずれも減少した。

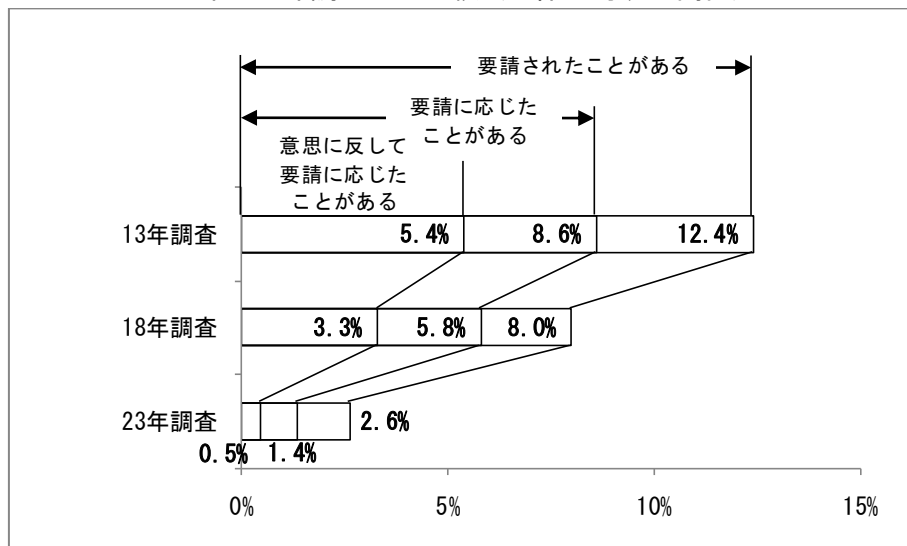
イ 当該要請を行ってきた金融機関を質問したところ、地方銀行が60.7%（68.7%），次いで、信用金庫が32.1%（6.0%）であった。

ウ 前記アの「要請に応じたことがある」と回答した企業に対し、「どのような金融商品・サービスの購入要請があったか」を質問したところ、「信託」が40.0%（16.7%）と最も割合が高く、次いで、「生命保険（経営者保険を含む）」が33.3%（20.0%），「損害保険」が26.7%（38.3%）であった。

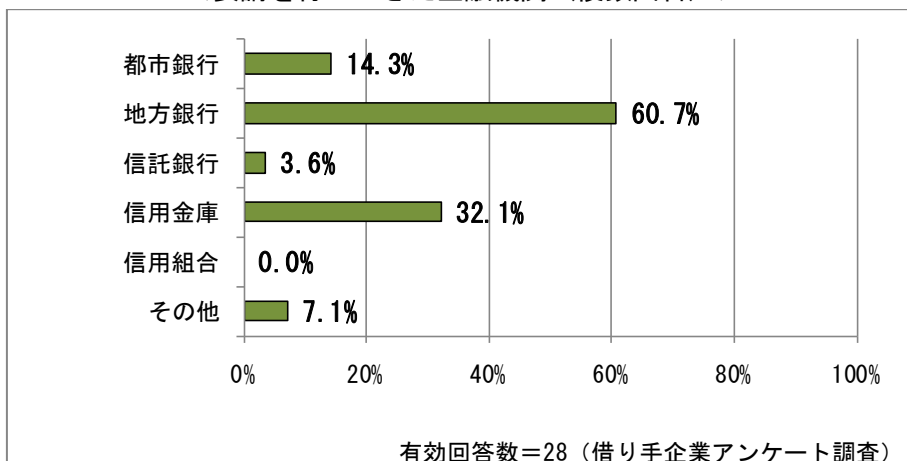
<関連会社等の商品・サービスを購入することの要請>



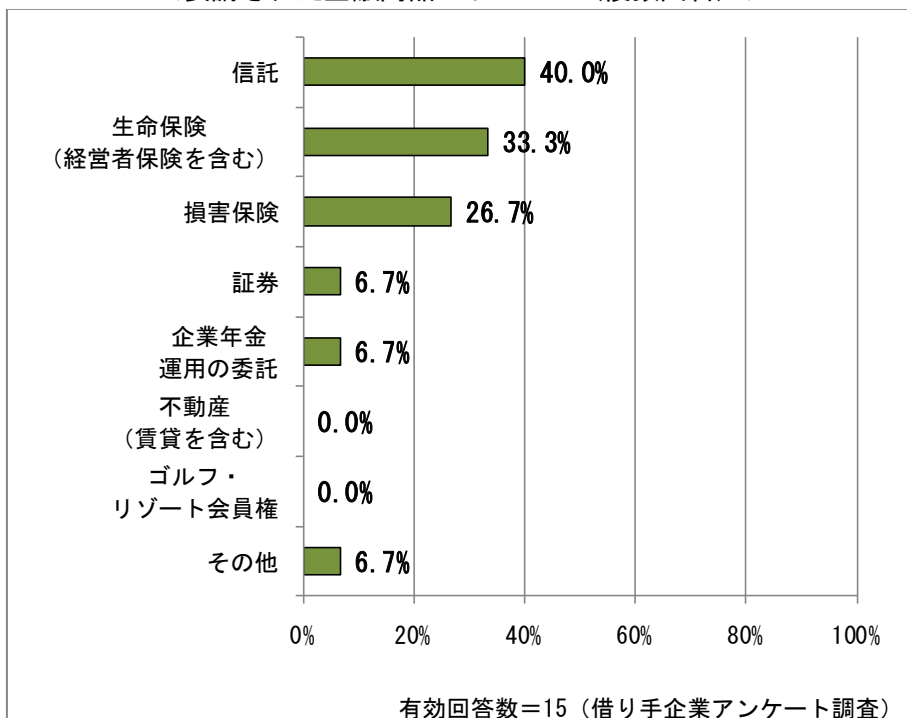
<13年・18年調査との比較（全体に対する割合）>



<要請を行ってきた金融機関（複数回答）>



<要請された金融商品・サービス（複数回答）>



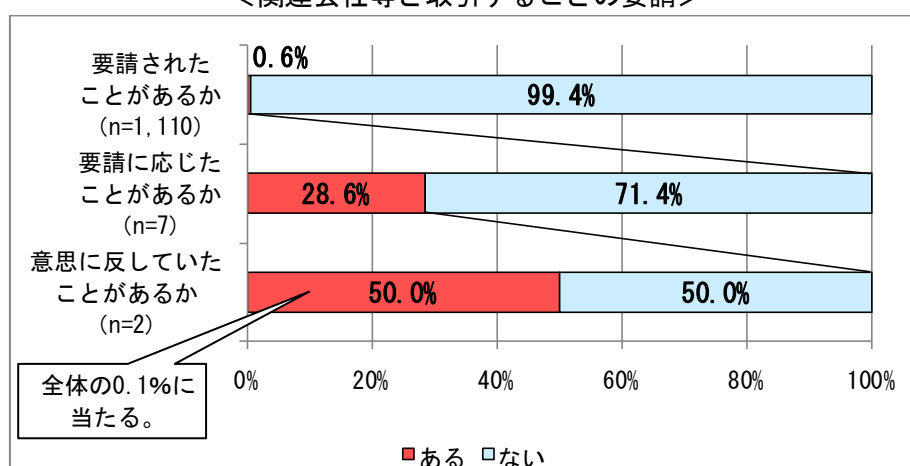
(2) 関連会社等と取引することの要請

借り手企業アンケート調査において、「融資の申込みの際又は融資実行後に、当行（金庫、組合）の関連会社等と取引するように又は取引先を当行（金庫、組合）の関連会社等に変更するようにと要請されたことがあるか」を質問したところ、「要請されたことがある」という回答が0.6%（1.9%）と18年調査よりも更に低い水準であった。

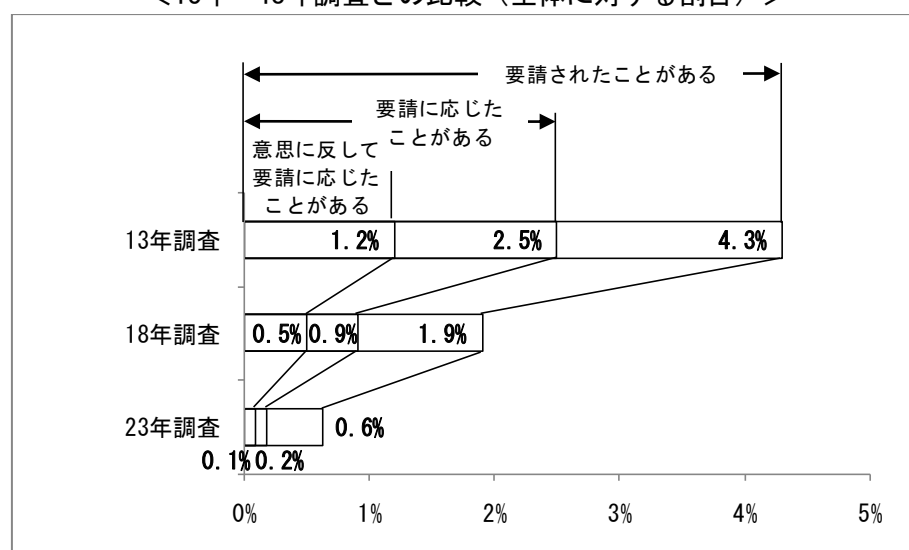
「要請されたことがある」と回答した企業に対し、「要請に応じたことがあるか」を質問したところ、「要請に応じたことがある」という回答が28.6%（45.0%）であった。

「要請に応じたことがある」と回答した企業に対し、「意思に合致していたか」を質問したところ、「意思に反していた」という回答が50.0%（55.6%）であった。この「意思に反して応じた」という回答の全体に占める割合は0.1%（0.5%）と18年調査よりも更に低い水準であった。

＜関連会社等と取引することの要請＞



＜13年・18年調査との比較（全体に対する割合）＞



3 競争者との取引の制限

18年調査では、金融機関が融資等を通じた影響力を背景として次のような行為を行うことは、独占禁止法上問題となるとの指摘を行ったところである。

- 借り手企業に対し、他の金融機関から借入れを行う場合には貸出条件等を不利にする旨を示唆して、他の金融機関から借入れをしないよう要請すること。
- 自己の関連会社等の競争者との取引を制限することを条件として融資を行うこと。

(1) 他の金融機関から借入れをしないことの要請

ア 借り手企業アンケート調査において、「融資の申込みに際して、他の金融機関から借入れをしないようにと要請されたことがあるか」を質問したところ、「要請されたことがある」という回答が1.4%（4.1%）であった。

「要請されたことがある」と回答した企業に対し、「要請に応じたことがあるか」を質問したところ、「要請に応じたことがある」という回答が33.3%（46.5%）であった。

「要請に応じたことがある」と回答した企業の全てが「意思に反していた」と回答したが、この「意思に反して応じた」という回答の全体に占める割合は0.5%（1.1%）と18年調査よりも更に低い水準であった。

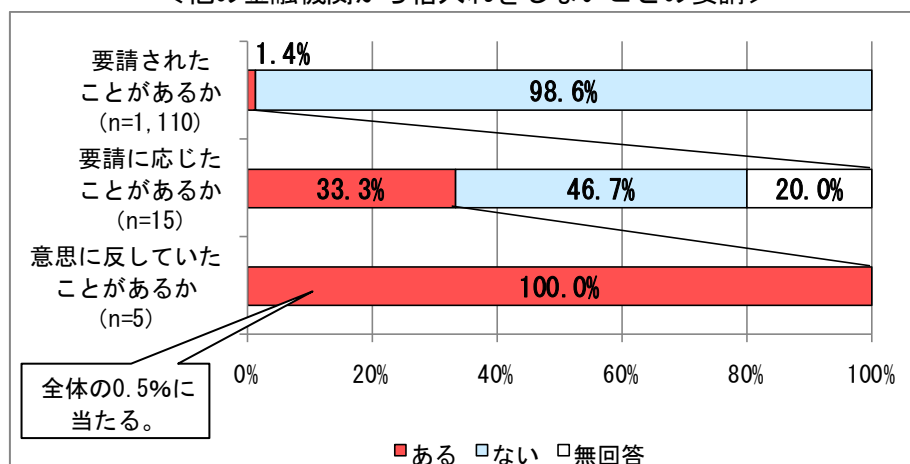
イ 当該要請を行ってきた金融機関を質問したところ、地方銀行が86.7%（67.4%）、次いで、都市銀行6.7%（39.5%）及び信用組合6.7%（2.3%）であった。

ウ 借り手企業ヒアリング調査において、本項目に関して質問したところ、次の回答があった。

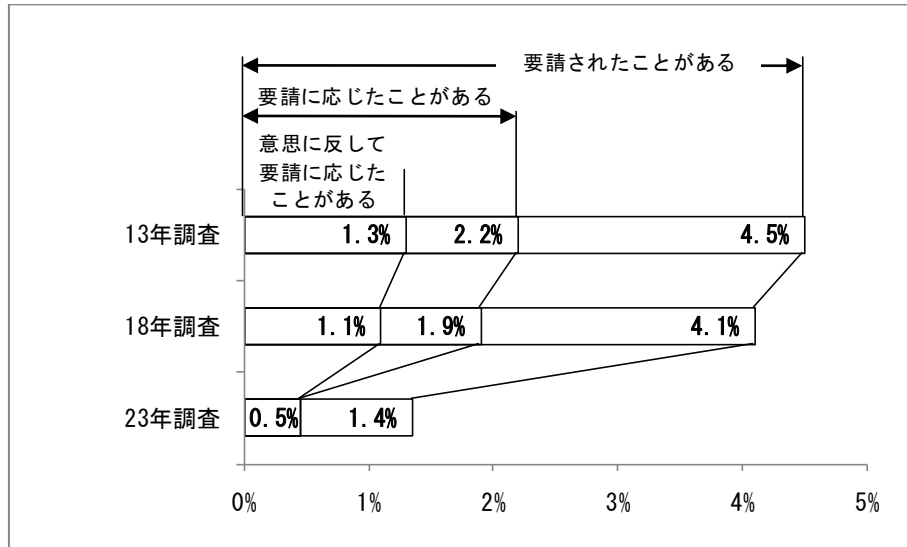
<借り手企業の回答>

・財務状況の改善のため、より低い金利で融資を受ける必要があった。そこで、これまでに融資を受けていなかった金融機関から新たに融資を受けることを検討し、そのことをメインバンクに伝えたところ、金利を引き下げてもらえないにもかかわらず「うちから借りることができるのではないかと反対された。

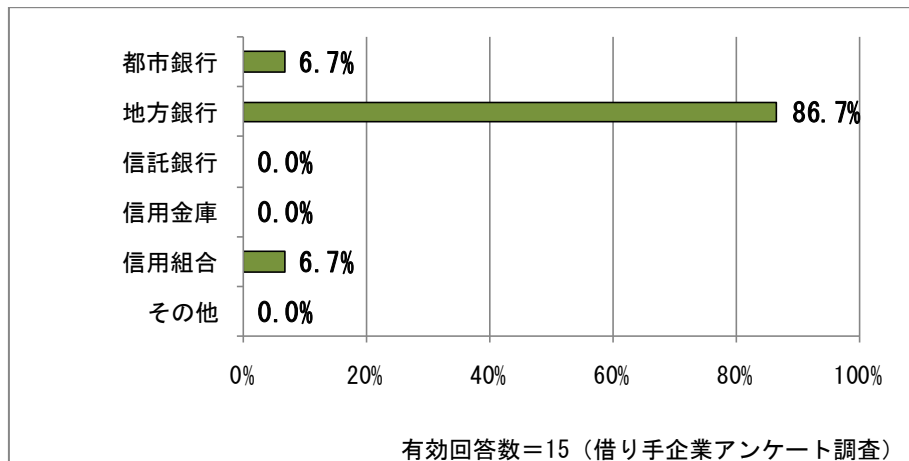
<他の金融機関から借入れをしないことの要請>



＜13年・18年調査との比較（全体に対する割合）＞



＜要請を行ってきた金融機関（複数回答）＞



(2) 関連会社等の競争者と取引をしないことの要請

ア 借り手企業アンケート調査において、「融資の申込みの際又は融資実行後に、当行（金庫、組合）の関連会社等と競争関係にある会社と取引をしないようにと要請されたことがあるか」を質問したところ、有効回答数1,103社のうち3社（3社）の企業から「要請されたことがある」という回答があった。

「要請されたことがある」と回答した企業に対し、「要請に応じたことがあるか」を質問したところ、「要請に応じたことがある」と回答した企業は、上記の3社（0社）であった。

「要請に応じたことがある」と回答した企業に対し、「意思に合致していたか」を質問したところ、「意思に反していた」という企業は2社（0社）であった。

イ 当該要請を行ってきた金融機関はいずれも地方銀行であり、その数は3行であった。

4 融資に関する不利益な取引条件の設定・変更

(1) 借り手企業からの借入れの申出がないときの借入れの要請

18年調査では、取引上優越した地位にある金融機関が、借り手企業に対し、次のような行為を行うことは、独占禁止法上問題となるとの指摘を行ったところである。

○ 借り手企業に対し、要請に応じなければ次回の融資が困難となる旨を示唆すること等によって、期末を越える短期間の借入れを余儀なくさせること。

ア 借り手企業アンケート調査において、「融資を必要としていない時期に借入れを要請されたことがあるか」を質問したところ、「要請されたことがある」という回答が22.6%（40.5%）と18年調査に比べておよそ半分に減少した。

「要請されたことがある」と回答した企業に対し、「要請に応じたことがあるか」を質問したところ、「要請に応じたことがある」という回答が44.8%（65.4%）であった。

「要請に応じたことがある」と回答した企業に対し、「意思に合致していたか」を質問したところ、「意思に反していた」という回答が39.3%（48.9%）であった。この「意思に反して応じた」という回答の全体に占める割合は4.0%（12.9%）であった。

13年・18年調査と比較すると、「要請されたことがある」という回答、「意思に反して応じた」という回答の全体に対する割合は、いずれも大きく減少した。

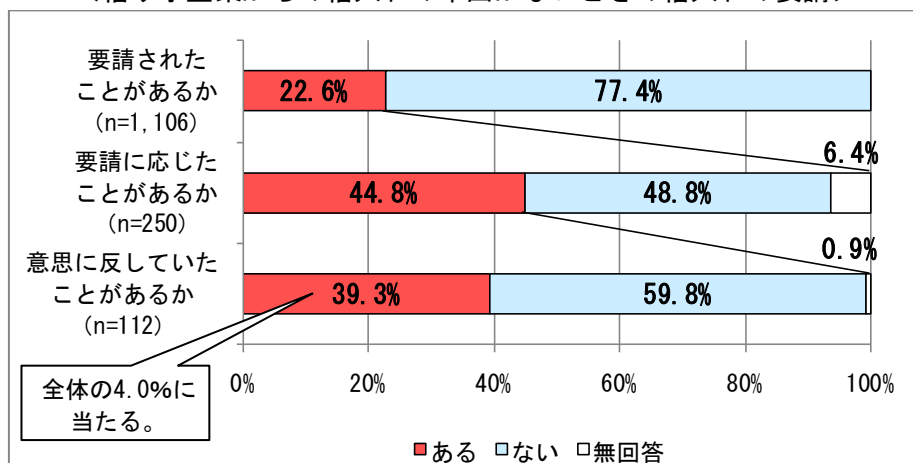
イ 当該要請を行ってきた金融機関を質問したところ、地方銀行が77.6%（78.7%）、次いで、都市銀行が35.2%（47.2%）であった。

ウ 前記アのとおり、18年調査と比較すると、「要請されたことがある」という回答、「意思に反して応じた」という回答の全体に対する割合が、いずれも大きく減少しているが、借り手企業ヒアリング調査において、本項目に関して質問したところ、次の回答があった。

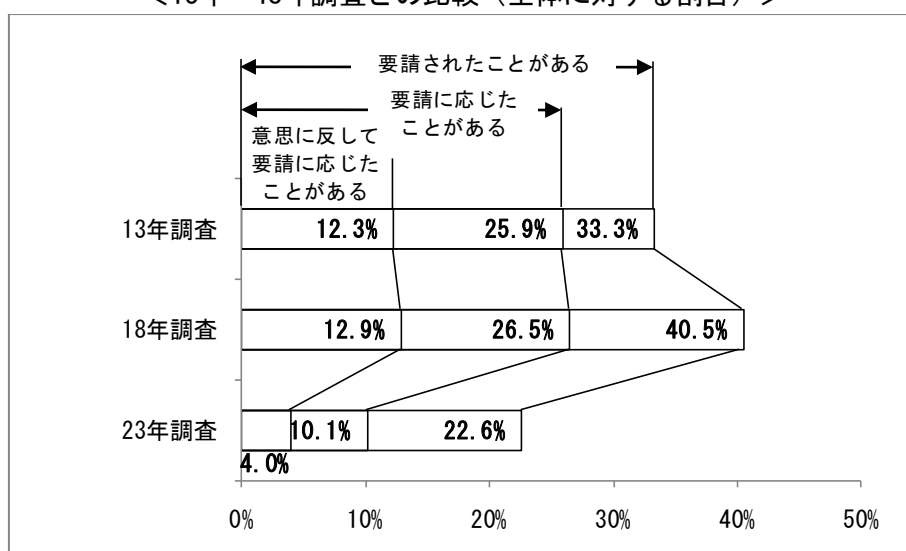
<借り手企業の回答>

- ・金融機関の支店に融資のノルマがあるためか、融資を必要としていない時期に借入れの要請を受けることがある。現在、低金利で融資を受けていることや次回融資への影響を懸念して要請に応じている。
- ・金融機関は融資残高を増やそうとしているためか、こうした要請を受けることがある。もっとも、当社には新たに借入れの必要がないことを金融機関側も知っているため、金利を低くして借入れを提案してくる。
- ・金融機関から、こうした要請を受けることがある。これまでの付き合いもあるため、当社から自発的に協力している。

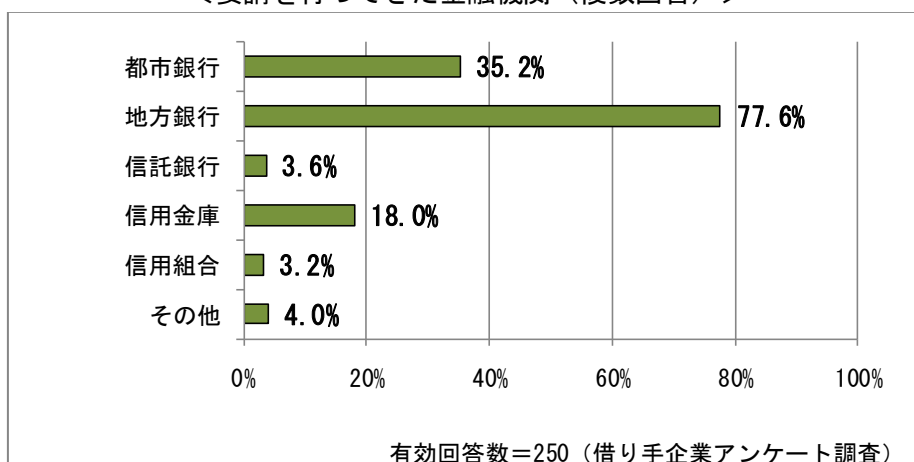
＜借り手企業からの借入れの申出がないときの借入れの要請＞



＜13年・18年調査との比較（全体に対する割合）＞



＜要請を行ってきた金融機関（複数回答）＞



(2) 一定率以上の借入シェアを維持して借り入れることの要請

18年調査では、取引上優越した地位にある金融機関が、借り手企業に対し、次のような行為を行うことは、独占禁止法上問題となるとの指摘を行ったところである。

- 借り手企業に対し、要請に応じなければ次回の融資が困難となる旨を示唆すること等によって、一定率以上の借入シェアを維持した借入を余儀なくさせること。

ア 借り手企業アンケート調査において、「融資継続の申込みに際して、今までの借入シェアを落とさないよう、借入総額に対する一定率以上を継続して借り入れるようにと要請されたことがあるか」を質問したところ、「要請されたことがある」という回答が6.0%（14.0%）と18年調査に比べて大きく減少した。

「要請されたことがある」と回答した企業に対し、「要請に応じたことがあるか」を質問したところ、「要請に応じたことがある」という回答が63.6%（67.3%）であった。

「要請に応じたことがある」と回答した企業に対し、「意思に合致していたか」を質問したところ、「意思に反していた」という回答が26.2%（31.3%）であった。この「意思に反して応じた」という回答の全体に占める割合は1.0%（3.0%）であった。

13年・18年調査と比較すると、「要請されたことがある」という回答、「意思に反して応じた」という回答の全体に占める割合は、いずれも大きく減少した。

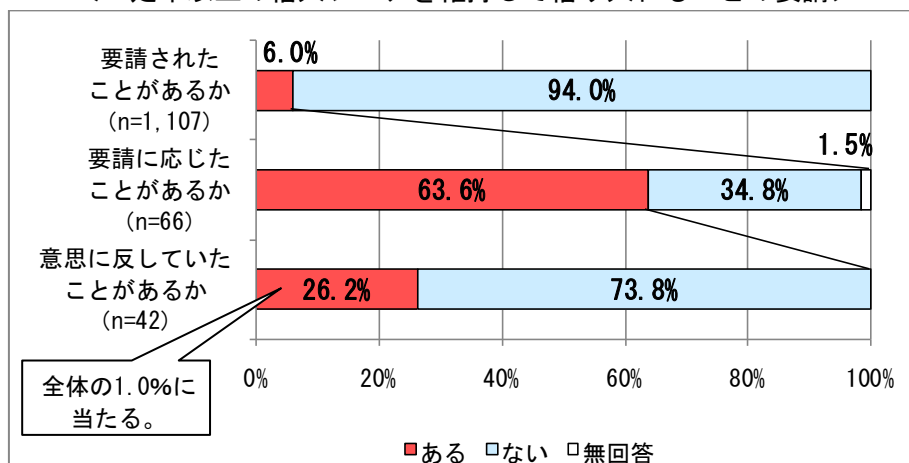
イ 当該要請を行ってきた金融機関を質問したところ、地方銀行が66.7%（67.3%）、次いで、都市銀行が57.6%（67.3%）であった。

ウ 借り手企業ヒアリング調査において、本項目に関して質問したところ、次の回答があった。

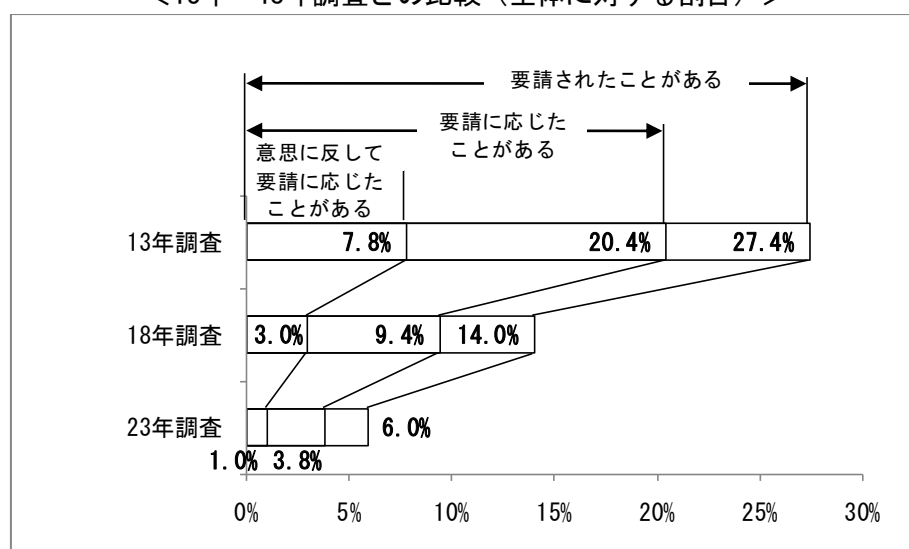
<借り手企業の回答>

- ・ 借り入れた資金の返済を行えば、当社における融資残高とシェアが減少することとなる。それを嫌ってか、当社の貸出枠が埋まるまで引き続き借入れをするよう要請を受けることがある。
- ・ シェアを維持してほしいという要請は、当社が融資を受けている各金融機関から受けたことがある。当社の業績が良いときであれば、金利が最も低い金融機関からの借入れ比率を大きくすることもできるだろう。しかし、業績が悪化したときに、シェアを縮小した金融機関から借入れを行うことが困難になることが懸念される。そのため、こうした要請に応じている。
- ・ 各金融機関のシェアを変更しないでほしいという要請を受けたことがある。当社への融資を巡って金融機関同士がシェア争いをされると困るため、要請に応じている。

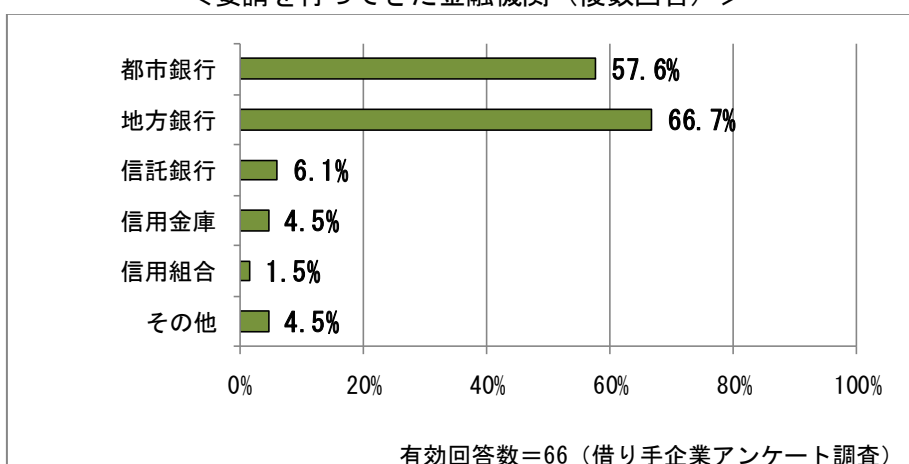
＜一定率以上の借入シェアを維持して借り入れることの要請＞



＜13年・18年調査との比較（全体に対する割合）＞



＜要請を行ってきた金融機関（複数回答）＞



エ さらに、「返済期日を前倒ししようとした際に、期末残高や月末残高のシェアを維持するために返済を遅らせるよう要請されたことがあるか」を質問したところ、「要請されたことがある」という回答が5.5%（15.1%）であった。

(7) 「要請されたことがある」と回答した企業に対し、「要請に応じたことがあるか」を質問したところ、「要請に応じたことがある」という回答が75.4% (80.9%) であった。

「要請に応じたことがある」と回答した企業に対し、「意思に合致していたか」を質問したところ、「意思に反していた」という回答が56.5% (65.4%) であった。この「意思に反して応じた」とする回答の全体に占める割合は2.4% (8.0%) であった。

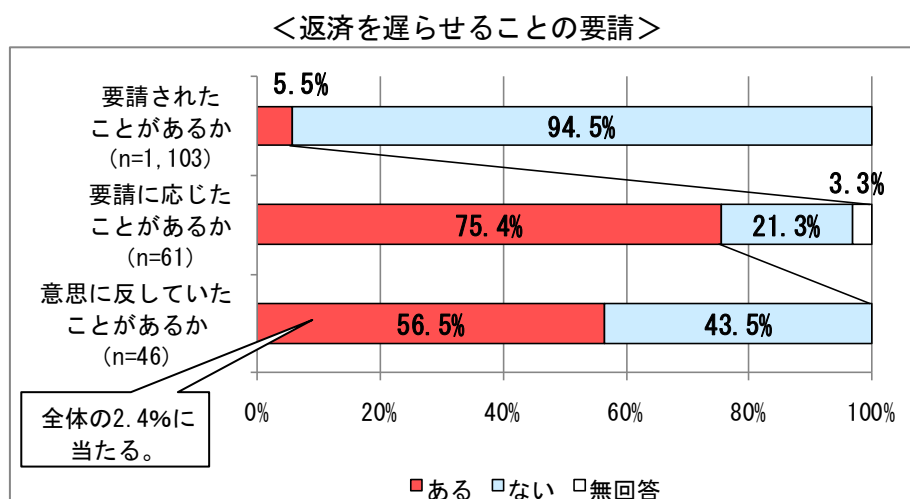
18年調査と比較すると、「要請されたことがある」という回答、「意思に反して応じた」という回答の全体に占める割合は、いずれも減少した。

(4) 当該要請を行ってきた金融機関を質問したところ、地方銀行が77.0% (75.2%)，次いで、信用金庫が21.3% (12.1%) であった。

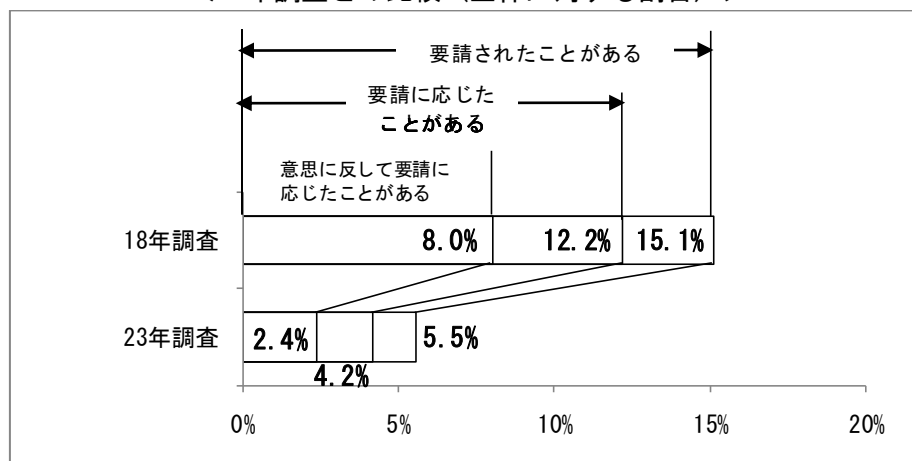
(5) 借り手企業ヒアリング調査において、本項目に関して質問したところ、次の回答があった。

<借り手企業の回答>

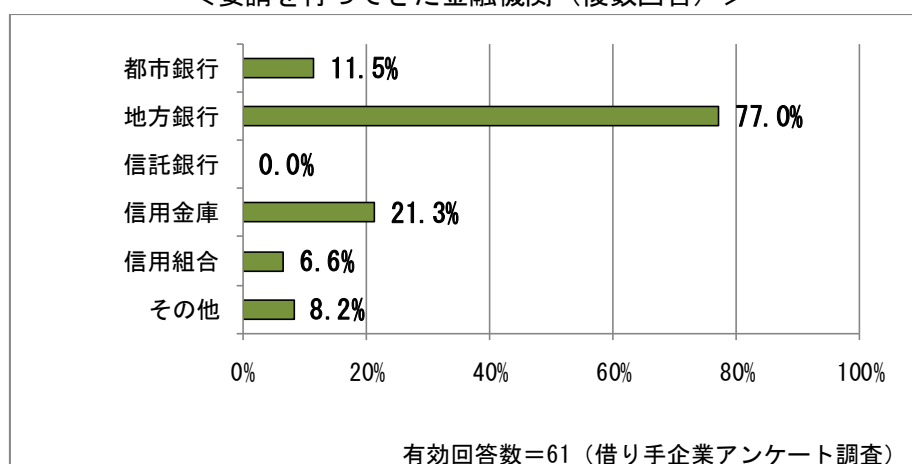
- ・毎月末日に返済するものを翌月1日に返済することがある。一日分の金利が余計にかかるが、金融機関と良好な関係が保つことができるため要請に応じている。
- ・借入れをしていた金融機関に返済しようとした際に、金融機関から完済しないでほしいという要請を受けたことがある。当該金融機関とは長い付き合いがあることから要請に応じた。



＜18年調査との比較（全体に対する割合）＞



＜要請を行ってきた金融機関（複数回答）＞



(3) 契約に定めた金利を引き上げることの要請

18年調査では、取引上優越した地位にある金融機関が、借り手企業に対し、次のような行為を行うことは、独占禁止法上問題となるとの指摘を行ったところである。

- 借り手企業に対し、その責めに帰すべき正当な事由がないのに、要請に応じなければ今後の融資等に関し不利な取扱いをする旨を示唆すること等によって、契約に定めた変動幅を超えて金利の引上げを受け入れさせること。

ア 借り手企業アンケート調査において、「融資期間中に、既借入分について、契約に定めた金利の引上げを要請されたことがあるか」を質問したところ、「要請されたことがある」という回答が4.3%（13.2%）であった。

「要請されたことがある」と回答した企業に対し、「要請に応じたことがあるか」を質問したところ、「要請に応じたことがある」という回答が81.3%（91.3%）と18年調査に比べて減少しているものの高い水準であった。

「要請に応じたことがある」と回答した企業に対し、「意思に合致していたか」を質問したところ、「意思に反していた」という回答が79.5%（85.7%）と18年調査に比べて減少しているものの高い水準であったが、「意思に反して応じた」という回答の全体に占める割合は2.8%（10.3%）と18年調査に比べて大きく減少した。

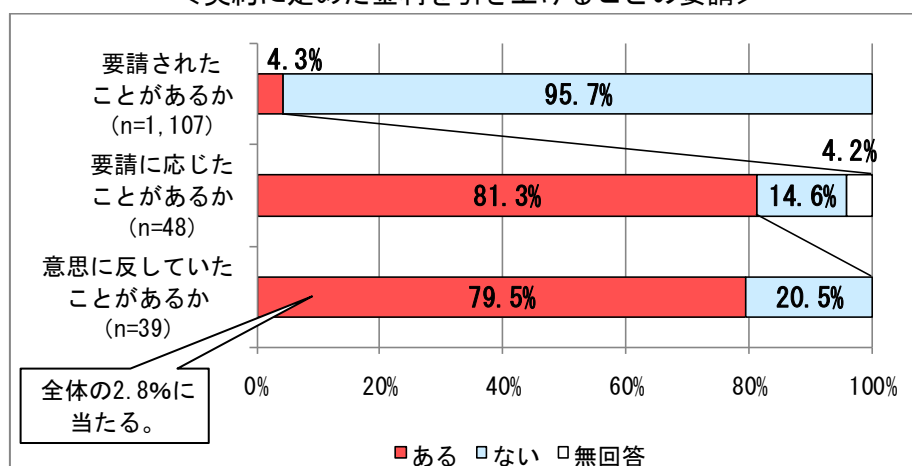
イ 当該要請を行ってきた金融機関を質問したところ、地方銀行が74.5%（63.8%），次いで、都市銀行が27.7%（33.3%）であった。

ウ 借り手企業ヒアリング調査において、本項目に関して質問したところ、次の回答があった。

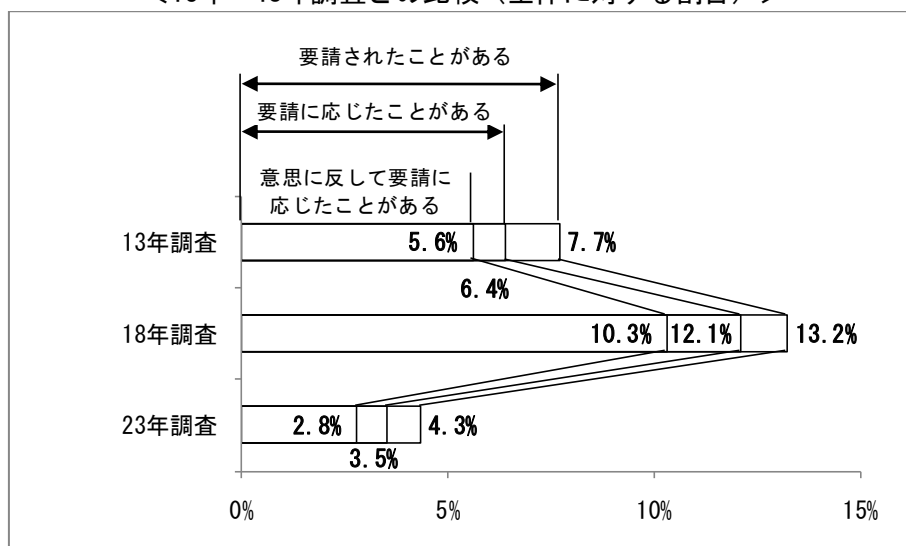
<借り手企業の回答>

- ・当社が赤字決算を出した際、メインバンクを始めとして「内部での格付が下がった」として金利引き上げの要請を受けた。
- ・赤字を出した際、金利を引き上げられたことがあるが、金融機関側のルールであるため、仕方がないと思って受け入れた。
- ・リーマンショック直後の決算において赤字を計上した。その翌年度、融資を受けている金融機関から、「内部の格付が下がった。現行の金利での融資を続けることは本部から止められている」として、当座貸越枠の貸付金利が引き上げられた。細かい説明はなかったが、融資を受けられなくなることを避けるため、要請に応じた。

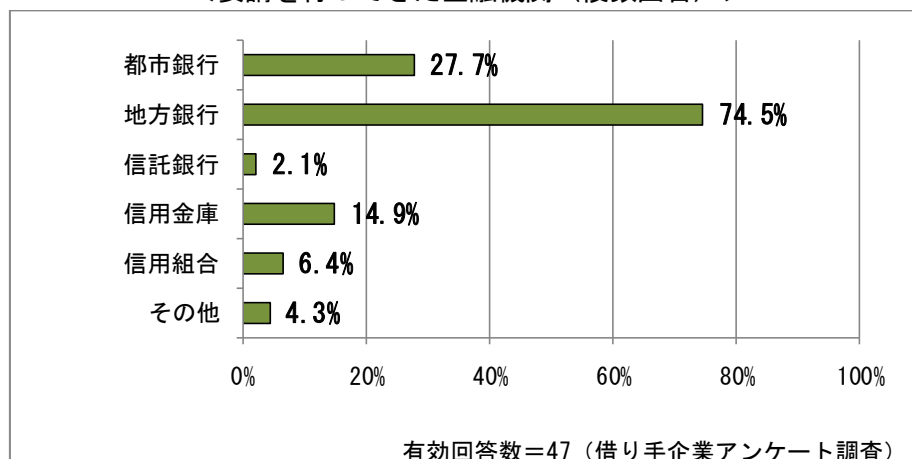
<契約に定めた金利を引き上げることの要請>



<13年・18年調査との比較（全体に対する割合）>



＜要請を行ってきた金融機関（複数回答）＞



(4) 契約に定めた返済期限を前倒しすることの要請

18年調査では、取引上優越した地位にある金融機関が、借り手企業に対し、次のような行為を行うことは、独占禁止法上問題となるとの指摘を行ったところである。

○ 借り手企業に対し、その責めに帰すべき正当な事由がないのに、要請に応じなければ今後の融資等に関し不利な取扱いをする旨を示唆すること等によって、契約に定めた返済期限が到来する前に返済させること。

ア 借り手企業アンケート調査において、「融資期間中に、既借入分について、契約に定めた返済期限の前倒しを要請されたことがあるか」を質問したところ、「要請されたことがある」という回答が0.5%（4.3%）と18年調査に比べて大きく減少した。

「要請されたことがある」と回答した企業に対し、「要請に応じたことがあるか」を質問したところ、「要請に応じたことがある」という回答が66.7%（84.4%）であった。

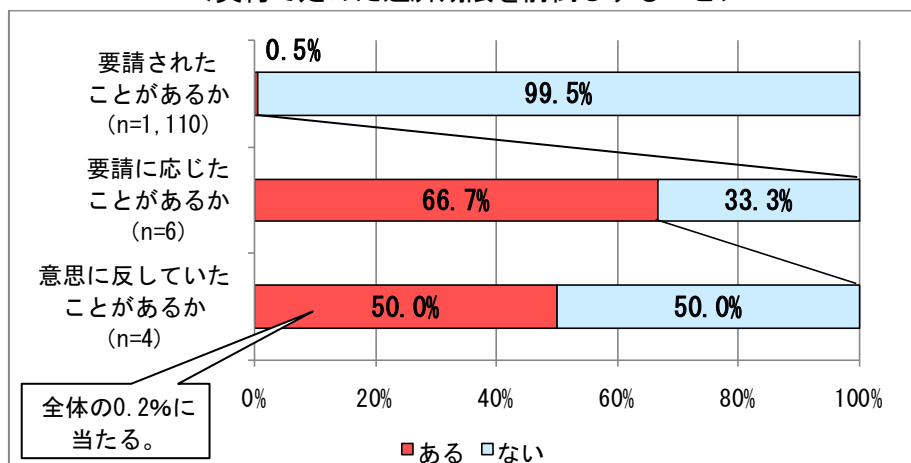
「要請に応じたことがある」と回答した企業に対し、「意思に合致していたか」を質問したところ、「意思に反していた」という回答が50.0%（81.6%）であった。この「意思に反して応じた」という回答の全体に占める割合は0.2%（3.0%）と18年調査に比べて大きく減少した。

イ 借り手企業ヒアリング調査において、本項目に関して質問したところ、次の回答があった。

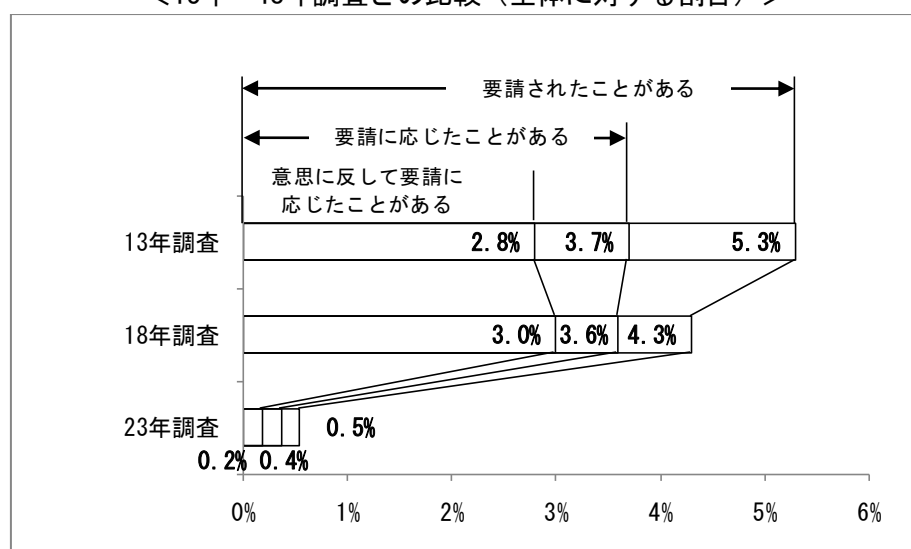
＜借り手企業の回答＞

- ・ 短期借入れのうち、運転資金として実際に必要となる金額を超える分について、返済期限前に返済するよう要請を受けたことがある。当社にとっては大きな金額ではなかったため要請に応じた。
- ・ 赤字を出したことを機に、金融機関から、「今後二期連続で営業赤字となった場合期限の利益を喪失する」旨を内容とした条項が契約に付された。

＜契約で定めた返済期限を前倒しすること＞



＜13年・18年調査との比較（全体に対する割合）＞



- (5) 債権保全の程度を超えた明らかに過剰な追加担保を差し入れることの要請
18年調査では、取引上優越した地位にある金融機関が、借り手企業に対し、次のような行為を行うことは、独占禁止法上問題となるとの指摘を行ったところである。

○ 債権保全に必要な限度を超えて、過剰な追加担保を差し入れさせること。

ア 借り手企業アンケート調査において、「融資期間中に、既借入分について、債権保全等のため必要と認められる程度を超えて、明らかに過剰な追加担保を要請されたことがあるか」を質問したところ、「要請されたことがある」という回答が1.9%（4.4%）であった。

「要請されたことがある」と回答した企業に対し、「要請に応じたことがあるか」を質問したところ、「要請に応じたことがある」という回答が71.4%（78.3%）であった。

「要請に応じたことがある」と回答した企業に対し、「意思に合致していたか」を質問したところ、「意思に反していた」という回答が80.0%（97.2%）と18年調査に比べて減少しているものの高い水準であったが、「意思に反して応じた」という回答の全体に占める割合は1.1%（3.4%）と18年調査に比

べて減少した。

なお、「意思に反して応じた」と回答した企業に対してヒアリングを行ったところ、それまで担保として差し入れていた不動産の担保価値についての評価の相違があるなど、独占禁止法上直ちに問題となる要請であるとまではいえなかった。

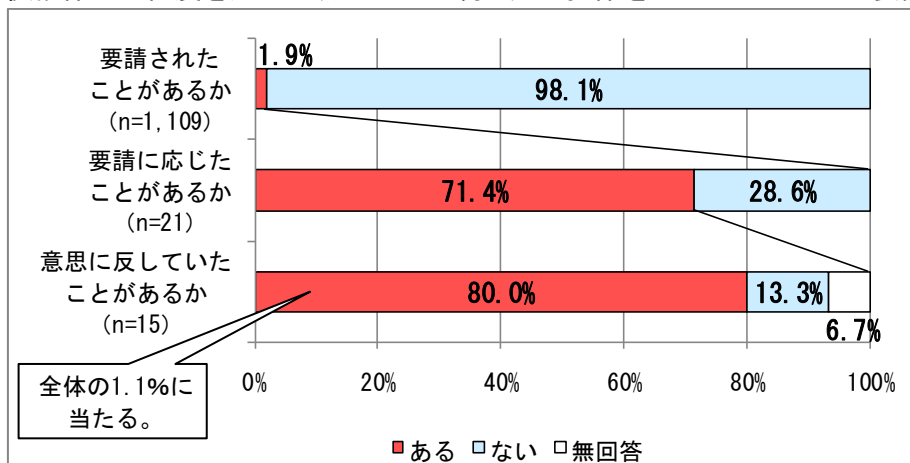
イ 当該要請を行ってきた金融機関を質問したところ、地方銀行が71.4%（60.9%），次いで、都市銀行が14.3%（23.9%）であった。

ウ 借り手企業ヒアリング調査において、本項目に関して質問したところ、次の回答があった。

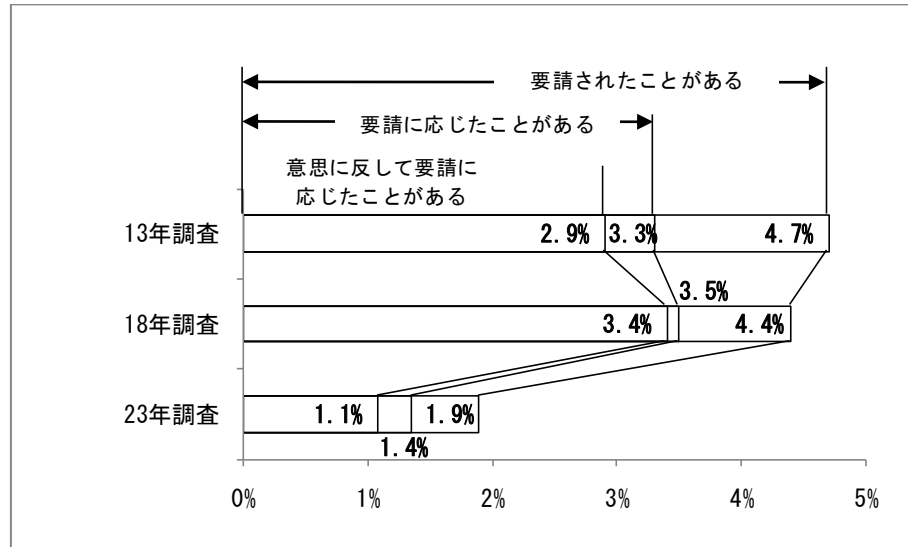
<借り手企業の回答>

- ・会社所有の不動産を担保として金融機関から融資を受けていたところ、平成20年秋頃、当該担保不動産の地価が下がってきたことを理由として、追加的に担保を入れるよう要請を受けたことがある。会社には他に担保に入れる不動産はなかったが、要請を断ることによって次回融資が困難になってはいけないと思い、私有財産を担保に入れた。
- ・融資を受けている金融機関に対し、当社から返済猶予を求めたり、赤字決算を出したといった事情が生じていないにもかかわらず、金融機関側の担当者が変更したことをきっかけとして、新たに担保を求められるようになった。
- ・無担保で融資してくれていたところ、リーマンショックがあった平成20年秋頃、今後は担保が無ければ融資できないと言われた。

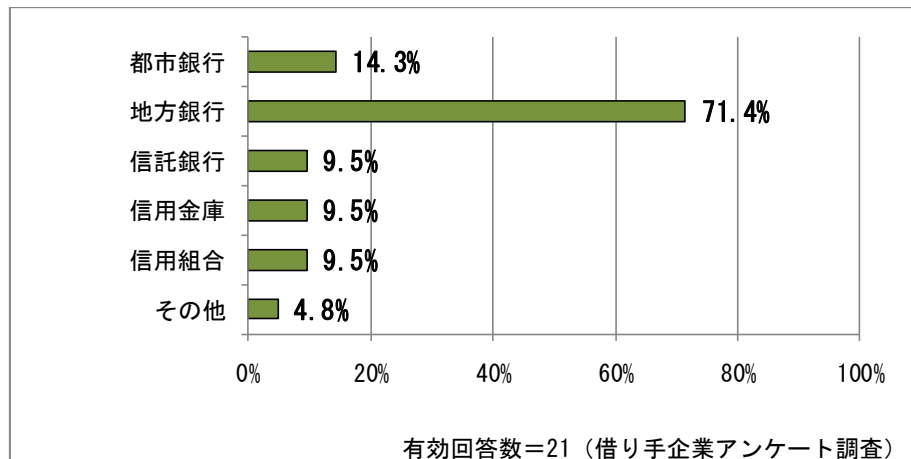
<債権保全の程度を超えた明らかに過剰な追加担保を差し入れることの要請>



＜13年・18年調査との比較（全体に対する割合）＞



＜要請を行ってきた金融機関（複数回答）＞



5 借り手企業の事業活動への関与

(1) 金融機関も保有している他企業株式を譲渡しないことの要請

18年調査では、取引上優越した地位にある金融機関が、借り手企業に対し、次のような行為を行うことは、独占禁止法上問題となるとの指摘を行ったところである。

- 要請に応じなければ今後の融資等に関し不利な取扱いをする旨を示唆すること等によって、自己又は自己の関連会社等の株式を取得させること。

借り手企業アンケート調査において、「借り手企業と融資をしている金融機関の双方が保有している他の事業者の株式について、金融機関から他に譲渡しないように又は他に譲渡するに当たっては事前報告するように等要請されたことがあるか」を質問したところ、「要請されたことがある」という回答はなかった。

(2) 借り手企業の役員選任への不当干渉

ア 優越的地位の濫用は、独占禁止法第2条第9項第5号のほか、不公正な取

引方法（昭和57年公正取引委員会告示第15号）第13項¹⁶（取引の相手方の役員選任への不当干渉）等にも規定が置かれている。

イ そこで、借り手企業アンケート調査において、「融資の申込みの際又は融資実行後に、当行（金庫、組合）が指示する者を役員にするようにと要請されたことがあるか」、また、「役員を選任する場合には、あらかじめ当行（金庫、組合）の承認を受けるようにと要請されたことがあるか」を質問した。

その結果、「要請されたことがある」という回答はなかった。しかし、借り手企業ヒアリング調査において、次のとおり、金融機関から役員を受け入れるよう要請がなされ、当該要請を受け入れている事例がみられた。

<借り手企業の回答>

・当社では、金融機関からの要請により、金融機関出身の役員を受け入れている。しかし、当該役員から直接影響を受けないようにするため、また、他の融資を受けている金融機関から公平でないとの不満が出ないようにするため、当該役員には財務・経理以外の業務を担当してもらうこととしている。

(3) 経営の自由度を著しく阻害されることの要請

ア 借り手企業アンケート調査において、「融資を受けていることを理由に、経営の自由度が阻害されたことがあるか」を質問したところ、「阻害されたことがある」という回答が0.9%（1.9%）と18年調査に比べて減少した。

イ 「阻害されたことがある」と回答した企業に対し、要請に応じた理由を質問したところ、「次の融資が困難になると思ったため」という回答が62.5%（65.0%）と最も割合が高く、次いで、「融資を打ち切られると自社の信用が悪化すると思ったため」という回答が50.0%（30.0%）であった。

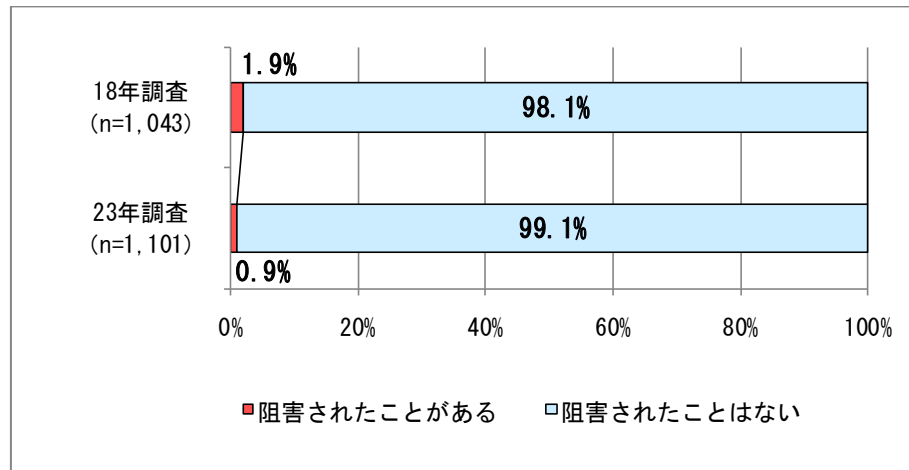
ウ なお、「阻害されたことがある」と回答した企業に対し、その内容を確認したところ、次のとおり、「経営改革の推進を更に要求された」などの回答があり、独占禁止法上直ちに問題となる要請であるとまではいえなかった。

<借り手企業の回答>

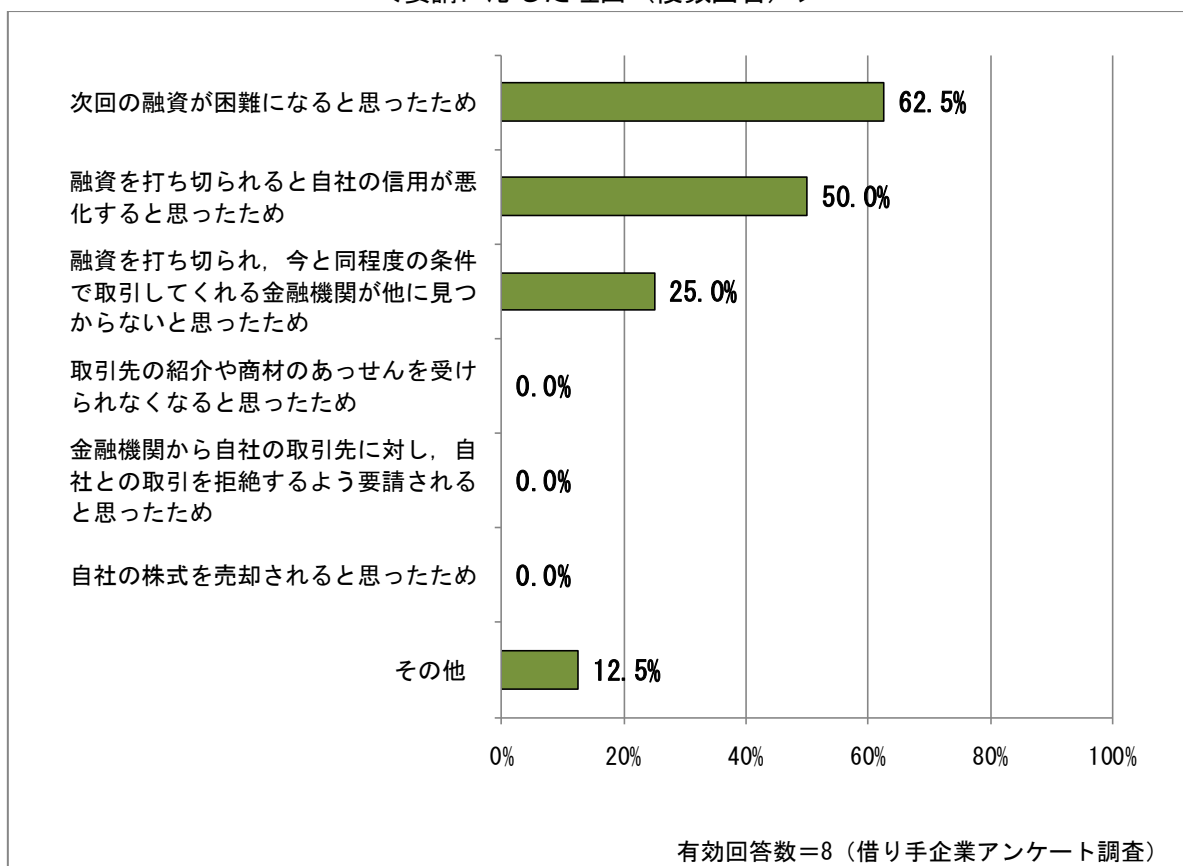
・赤字を出したことを契機に、融資を受けている金融機関から経営面の構造改革を求められるようになった。改革を実行したものの、それでは足りないと指摘される。当社として、できること、できないこと、すぐにはできないことを金融機関に伝えるようにしている。

¹⁶ 不公正な取引方法第13項の規定は、次のとおりである。「自己の取引上の地位が相手方に優越していることを利用して、正常な商慣習に照らして不当に、取引の相手方である会社に対し、当該会社の役員（法第2条第3項の役員をいう。以下同じ。）の選任についてあらかじめ自己の指示に従わせ、又は自己の承認を受けさせること。」

＜経営の自由度を著しく阻害されることの要請＞



＜要請に応じた理由（複数回答）＞



エ また、借り手企業アンケート調査において、「金融機関からの融資以外の手段による資金調達を検討又は実行しようとした際に、金融機関からやめるようにと要請されたことがあるか」を質問した。

(7) その結果、金融機関からの融資以外の手段による資金調達を「検討又は実行したことがない」という回答が88.4%であり、「検討又は実行しようとしたことがある」という回答が11.6%であった。

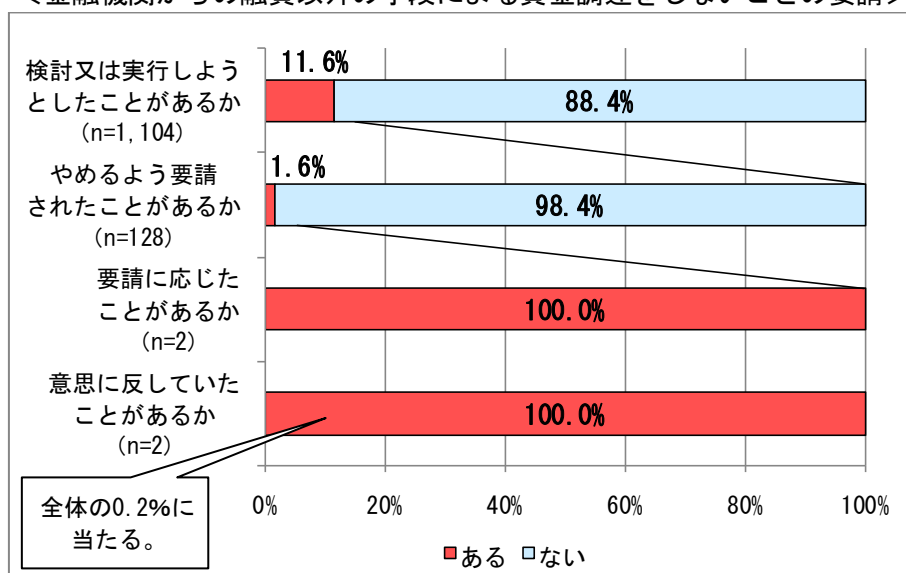
(イ) さらに、「検討又は実行しようとしたことがある」と回答した企業に対し、「金融機関からやめるよう要請されたことがあるか」を質問したとこ

ろ、「金融機関からやめるよう要請があった」という回答が1.6%であった。

「要請されたことがある」と回答した企業に対し、「要請に応じたことがあるか」を質問したところ、全て「要請に応じたことがある」という回答であった。

「要請に応じたことがある」と回答した企業に対し、「意思に合致していたか」を質問したところ、全て「意思に反していた」という回答であった。この「意思に反して応じた」とする回答の全体に占める割合は0.2%であった。これらについて、より具体的な記載はなかった。

<金融機関からの融資以外の手段による資金調達をしないことの要請>



6 要請に対する借り手企業の受け止め方

(1) 要請に対する断りにくさについての企業の感じ方

ア 金融機関との取引関係については、融資や融資条件において不利な取扱いを受けやすい傾向があり、不利な取扱いを受けないために金融機関の要請に応じているケースがあると考えられる。

イ 借り手企業アンケート調査において、「金融機関から融資を受けていると、金融機関からの要請を断りにくく感じるか」を質問したところ、「要請を断りにくく感じる」という回答は27.2%（30.3%）であった。

13年調査では、「要請を断りにくく感じる」という回答が41.9%であったことから、回答割合は徐々に減少している。

これを企業規模別にみると、「要請を断りにくく感じる」と回答したのは、大企業が20.0%、中堅企業が18.5%、中小企業が29.8%と、中小企業が大企業及び中堅企業と比べて10%程度高い状況であった。

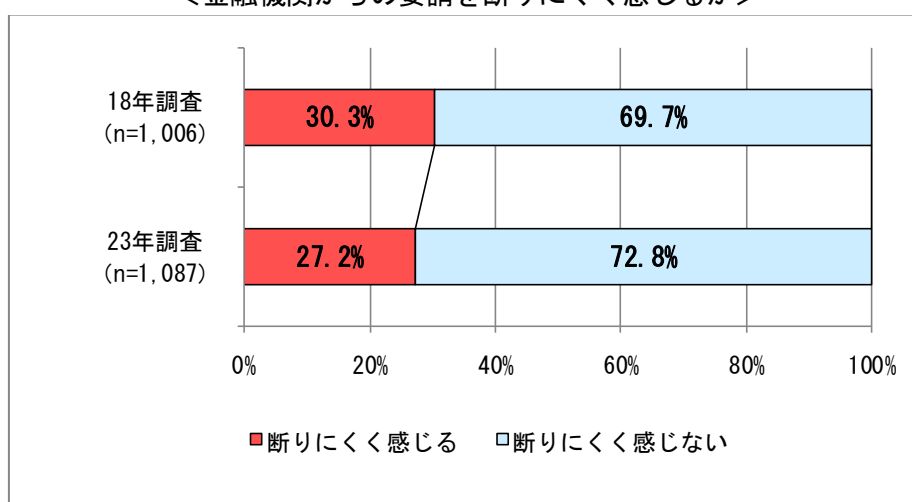
ウ さらに、金融機関からの要請を断りにくく感じる状況を質問したところ、「メインバンクから要請されたとき」という回答が42.8%（40.3%）と最も割合が高く、次いで、「取引年数が長期にわたる金融機関から要請されたとき」という回答が36.6%（39.3%）であった。

エ 借り手企業ヒアリング調査において、本項目に関して質問したところ、次の回答があった。

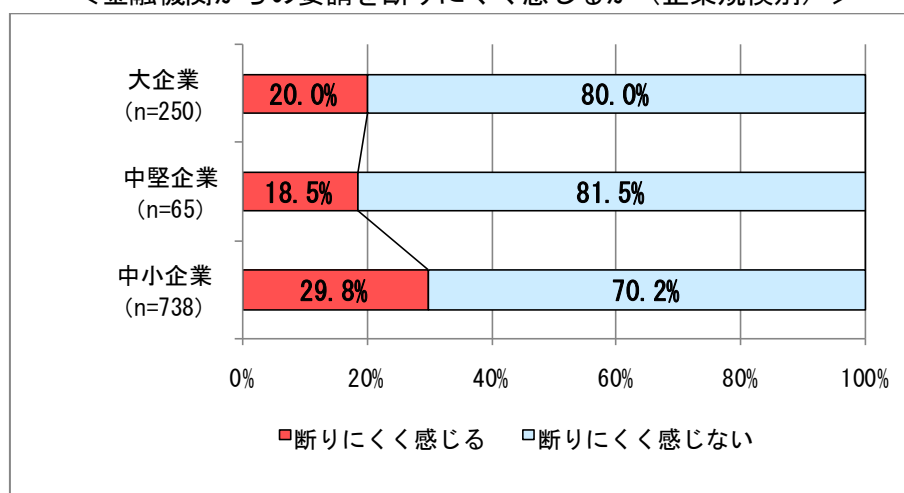
<借り手企業の回答>

- ・一部では金融機関間で貸出競争が起きているといわれているが、基本的にお金を貸す側の立場が強いことには変わりはない。金融機関側の事情で融資の引揚げが起こり、また反対に積極的な貸出が行われるものである。
- ・金融機関側は、当社が到底受け入れることができないような要請をしてくることはない。そのため、金融機関との上手なお付き合いの範囲でこれらの要請に応じている。一般的には金融機関と借り手企業との力関係は金融機関の方が強い。

<金融機関からの要請を断りにくく感じるか>



<金融機関からの要請を断りにくく感じるか（企業規模別）>



<断りにくく感じる時>

(単位：%)

	18年調査	23年調査
メインバンクから要請されたとき	40.3	42.8
取引年数が長期にわたる金融機関から要請されたとき	39.3	36.6
決済期日が迫っているとき	8.2	10.3
その他	12.1	10.3

有効回答数＝18年調査：305、23年調査：290（借り手企業アンケート調査）

(2) 自らの意思に反して要請に応じた理由

ア 前記 1 から 5 において、金融機関からの各種の要請に応じたことが、「意思に反していたことがある」と回答した企業に対し、要請に応じた理由を質問したところ、「次回の融資が困難になると思ったため」という回答が 52.1% (59.8%) であり、18 年調査と同じく、今後の融資への懸念が最も大きな理由となっていた。

また、「その他」という回答の割合が 42.7% を占めているが、この中には「お付き合い」が 22.0%、「許容範囲であったため」が 16.0%、「良好な関係の維持のため」が 14.0% 及び「取引関係の円滑化のため」が 12.0% という回答があった。

なお、アンケート調査票において、各要請に関し、より具体的な記載を求めたが、各要請を受け入れるよう強制されたような事実をうかがわせる記載は特段見受けられなかった。

イ これを企業規模別にみると、大企業、中堅企業、中小企業ともに「次回の融資が困難になると思ったため」という回答が最も割合が高く（中堅企業では「金融機関から自社の取引先に対し、自社との取引を拒絶するよう要請されと思ったため」という理由も同じ割合であった。）、それぞれの割合は、大企業が 26.1%、中堅企業が 25.0%、中小企業が 61.4% であった。

< 意思に反して要請に応じた理由（複数回答） >

(単位：%)

	18年調査	23年調査
次回の融資が困難になると思ったため	59.8	52.1
融資を打ち切られ、今と同程度の条件で取引してくれる金融機関が他に見つからないと思ったため	13.0	16.2
融資を打ち切られると自社の信用が悪化すると思ったため	13.0	13.7
金融機関から自社の取引先に対し、自社との取引を拒絶するよう要請されと思ったため	0.8	2.6
取引先の紹介や商材のあっせんを受けられなくなると思ったため	2.0	1.7
自社の株式を売却されと思ったため	1.2	0.9
その他	37.4	42.7

有効回答数＝18年調査：246、23年調査：117（借り手企業アンケート調査）

＜意思に反して要請に応じた理由（複数回答）（企業規模別）＞

（単位：％）

	大企業	中堅企業	中小企業
次回の融資が困難になると思ったため	26.1	25.0	61.4
融資を打ち切られ、今と同程度の条件で取引してくれる金融機関が他に見つからないと思ったため	8.7	0.0	19.3
融資を打ち切られると自社の信用が悪化すると思ったため	0.0	12.5	16.9
金融機関から自社の取引先に対し、自社との取引を拒絶するよう要請されると思ったため	0.0	25.0	1.2
取引先の紹介や商材のあっせんを受けられなくなると思ったため	0.0	0.0	2.4
自社の株式を売却されと思ったため	4.3	0.0	0.0
その他	69.6	62.5	33.7

有効回答数＝大企業：23、中堅企業：8、中小企業：83（借り手企業アンケート調査）

第5 法令遵守等に対する金融機関等の取組状況

- 1 金融機関と借り手企業との間の取引慣行について、当委員会は、平成16年12月に「金融機関の業態区分の緩和及び業務範囲の拡大に伴う不公正な取引方法について」（以下「ガイドライン」という。）を作成し、平成18年6月に18年調査報告書を作成し、それぞれ公表している。

そこで、金融機関アンケート調査において、「ガイドラインと18年調査報告書を知っているか」を質問したところ、次の結果が得られた。

（1）ガイドライン

ガイドラインについて、「公表していることを知らなかった」と回答した金融機関は21.1％（25.4％）であった。これを金融機関別にみると、都市銀行では5行中0行（5行中0行）が、地方銀行では94行中6行、6.4％（91行中2行、2.2％）が、信託銀行では7行中1行、14.3％（8行中0行、0％）が、信用金庫では263金庫中47金庫、17.9％（265金庫中72金庫、27.2％）が、信用組合では135組合中53組合、39.3％（139組合中50組合、36.0％）が、その他機関では54機関中11機関、20.4％（55機関中19機関、34.5％）がガイドラインを公表していることを知らないとの回答であった。

また、「公表していることは知っている」という回答のうち「公表又は内容を知っているが、周知・取組を行っていない（何もしていない）」という回答が22.4％（47.6％）であった。

さらに、ガイドラインが公表されたことを知り、社内で「周知及び取組を行った」という回答と「周知は行った」という回答を合わせると77.6％（52.4％）であった。

（2）18年調査報告書

18年調査報告書について、「公表していることを知らなかった」と回答した金融機関は14.7％（28.2％）であった。これを金融機関別にみると、都市銀行では5行中0行（4行中0行）が、地方銀行では95行中4行、4.2％（90行中3行、3.3％）が、信託銀行では7行中1行、14.3％（9行中1行、11.1％）が、信用金庫では269金庫中30金庫、11.2％（266金庫中72金庫、27.1％）が、

信用組合では136組合中40組合、29.4%（136組合中62組合、45.6%）が、その他機関では54機関中8機関、14.8%（55機関中20機関、36.4%）が18年調査報告書を公表していることを知らないとの回答であった。

また、「公表していることは知っている」という回答のうち、「公表していることは知っているが、周知・取組を行っていない（何もしていない）」という回答は9.5%（40.5%）であった。

さらに、18年調査報告書が公表されたことを知り、社内で「周知及び取組を行った」という回答と「周知は行った」という回答を合わせると90.5%（59.4%）であった。

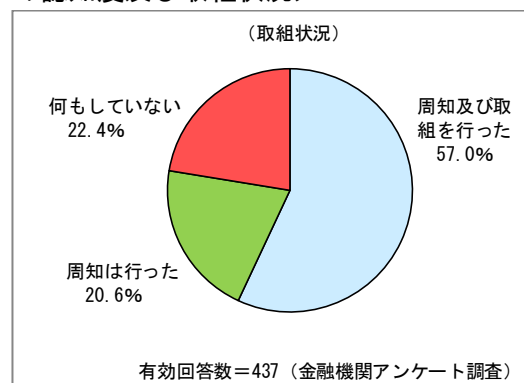
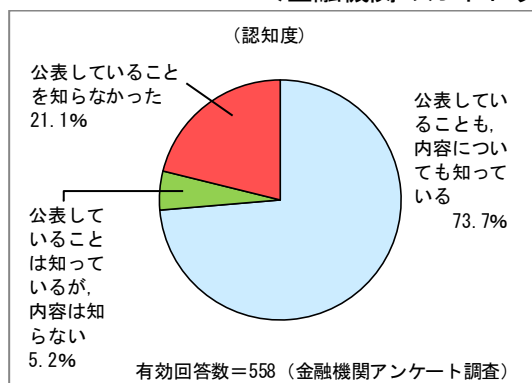
2 金融機関アンケート調査において、ガイドライン及び18年調査報告書の周知及び取組を質問したところ、自由記載欄に次の回答があった。

<金融機関の回答>

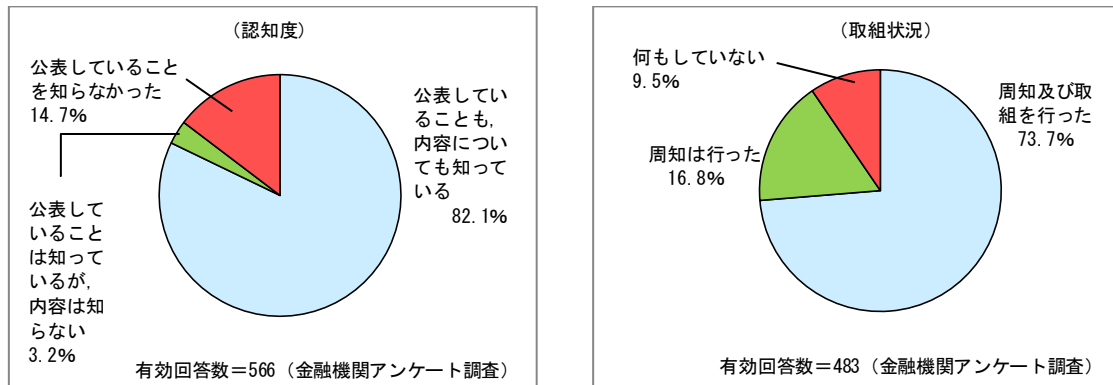
- ・店長会議にて、役員及び店長を対象に18年調査報告書を配布の上、総務部から説明を行い、取引等の適切性確保への取組について再徹底を図った。また、職員に対し、各支店長から周知徹底するように指示するとともに、日常業務の中で営業店現場として疑義等があれば融資部、業務推進部へ報告するように指示した。
- ・投資信託の販売開始に合わせ、信用供与を条件とした販売の禁止などの説明を行った。また、投資信託申込時におけるチェックリストを作成し、その中で、抱き合わせ的行為（信用供与を条件とした販売、別の利益提供による勧誘）のチェック欄を設けることで誤った取組を防ぐよう努めた。
- ・保険の窓販に関するコンプライアンスマニュアルを作成し、公正取引委員会のガイドラインを踏まえた業務運営の項目で、融資先に対する不当な保険販売を行わないこととしている。その他、保険商品申込時におけるチェックシートの作成や、内部管理責任者及び営業責任者に対する年1回のコンプライアンス研修を実施している。
- ・投資信託や有価証券を融資先に販売する際には、あくまでも商品案内であって融資に係るものではないことを説明すること、リスクを説明すること等を徹底しており、また、本部でモニタリングできるよう本部に資料を送ってもらい、本部が販売員に聞き込みなどをして裏付けを確認する仕組みとしている。

その他、周知方法や取組内容としては、「イントラネットに掲示」、「監査項目への追加」、「ポスター・ビデオの作成・視聴の徹底」という回答があった。

<金融機関のガイドラインの認知度及び取組状況>



<金融機関の18年調査報告書の認知度及び取組状況>



<公表を知らなかったと回答した金融機関数の内訳>

	ガイドライン	18年調査報告書
都市銀行	5行中0行, 0%	5行中0行, 0%
地方銀行	94行中6行, 6.4%	95行中4社, 4.2%
信託銀行	7行中1行, 14.3%	7行中1行, 14.3%
信用金庫	263金庫中47金庫, 17.9%	269金庫中30金庫, 11.2%
信用組合	135組合中53組合, 39.3%	136組合中40組合, 29.4%
その他	54機関中11機関, 20.4%	54機関中8機関, 14.8%
合計	558機関中118機関, 21.1%	566機関中83機関, 14.7%

周知や取組を行ったと回答した金融機関に対し、「周知や取組を行ったにもかかわらず、当該コンプライアンスに反するような行為があったか」を質問したところ、「ない」という回答が95.8% (96.4%) であり、「ある」という回答が2.6% (1.0%) であり、また、「把握していない」という回答が1.7% (2.6%) であった。

また、「ある」と回答した金融機関に対し、コンプライアンスに反する行為の件数を質問したところ、11機関73件 (5機関13件) であった。

なお、ガイドライン及び18年調査報告書とも「公表していることを知らなかった」と回答した金融機関においても、74機関中50機関が保険商品の窓口販売、74機関中22機関が投資信託の販売、74機関中9機関が金融デリバティブ取引等に関する業務を行っている。

- 金融機関アンケート調査において、本項目に関し、違反例とその取組を質問したところ、自由記載欄に次の回答があった。

<金融機関の回答>

- ・期末に当座貸越枠の空きを利用して融資を実行したが、融資金が流動性預金に滞留したまま翌月5日に回収となった。全営業店に対して注意文書を発信するとともにコンプライアンス委員会に討議し、関係者（店長、管理者、担当者）を厳重注意処分した。それ以降、毎年3月と9月の期末前に、このような違反を行わないよう全営業店に対して注意喚起の通達を発出するとともに、期明けにチェックも行っている。
- ・優越的地位の濫用行為につながるおそれがあるとして、実需が伴わない融資を内規で禁止しているところ、ある支店において、当該内規に反する融資が発見されたため、当該支店の業績評価を引き下げた。
- ・（同様の事案があり）通達にて内規を周知徹底し、実需が伴わない貸出の調査を定期的に行っている。

第6 今回の調査結果等について

1 今回の調査結果

- (1) 金融機関における独占禁止法関係のコンプライアンスの取組の進捗によって、金融機関から各種要請をされたことがあるという回答の割合（表1）は「預金を創設・増額することの要請」を除き相当程度減少した。

＜表1：要請されたことがあるとする借り手企業の割合＞

（単位：％）

内容	13年調査	18年調査	23年調査
預金を創設・増額することの要請	20.2	9.6	11.3
預金以外の金融商品・サービスを購入することの要請	23.1	14.7	12.5
自己又は自己の関連会社等の株式を購入することの要請	9.9	－	1.2
関連会社等の商品・サービスを購入することの要請	12.4	8.0	2.6
関連会社等と取引することの要請	4.3	1.9	0.6
他の金融機関から借入れをしないことの要請	4.5	4.1	1.4
関連会社等の競争者と取引をしないことの要請	0.4	0.3	0.3
借り手企業からの借入れの申出がないときの借入れの要請	33.3	40.5	22.6
一定率以上の借入シェアを維持して借り入れることの要請	27.4	14.0	6.0
返済を遅らせることの要請	－	15.1	5.5
契約に定めた金利を引き上げることの要請	7.7	13.2	4.3
契約で定めた返済期限を前倒しすることの要請	5.3	4.3	0.5
債権保全の程度を超えた明らかに過剰な追加担保を差し入れることの要請	4.7	4.4	1.9
経営の自由度を著しく阻害されることの要請	1.7	1.9	0.9
金融機関からの融資以外の手段による資金調達をしないことの要請	－	－	1.6
単純平均	11.9	10.2	4.9

有効回答数は要請の内容ごとに異なる（23年調査では1,086～1,110）。

- (2) 金融機関からの各種要請について、要請されたことがあるとする借り手企業のうち、要請に対し自らの意思に反して応じたとする借り手企業の割合（表2）は、「他の金融機関から借入れをしないことの要請」及び「関連会社等の競争者と取引をしないことの要請」を除き、やや減少しているものの、いまだ低いとはいえない水準にある。

＜表2：要請されたことがあると回答のあった借り手企業のうち、要請に対し自らの意思に反して応じたとする借り手企業の割合＞¹⁷

（単位：％）

内容	13年調査	18年調査	23年調査
預金を創設・増額することの要請	55.4	57.3	30.1
預金以外の金融商品・サービスを購入することの要請	36.4	37.4	21.6
自己又は自己の関連会社等の株式を購入することの要請	37.4	－	38.5

¹⁷ 表2は、要請に関する各設問において「要請されたことがある」という回答を分母とし、自らの「意思に反して応じた」という回答を分子として割合を算出したものである。

一方、表3は、本調査に対する回答者全体を分母とし、自らの「意思に反して応じた」という回答を分子として割合を算出したものである。これは、要請されたかどうかにかかわらず、回答者全体のうち、どのくらいの借り手企業が「意思に反して応じた」のかという割合を示しているものである。

関連会社等の商品・サービスを購入することの要請	43.5	41.3	17.2
関連会社等と取引することの要請	27.9	26.3	14.3
他の金融機関から借入れをしないことの要請	28.9	26.8	33.3
関連会社等の競争者と取引をしないことの要請	6.7	0.0	66.7 ¹⁸
借り手企業からの借入れの申出がないときの借入れの要請	36.9	31.9	17.6
一定率以上の借入シェアを維持して借り入れることの要請	28.5	21.4	16.7
返済を遅らせることの要請	-	53.0	42.6
契約に定めた金利を引き上げることの要請	72.7	78.0	64.6
契約で定めた返済期限を前倒しすることの要請	52.8	69.8	33.3
債権保全の程度を超えた明らかに過剰な追加担保を差し入れることの要請	61.7	77.3	57.1
単純平均	40.7	43.4	34.9

有効回答数は要請の内容ごとに異なる（23年調査では3～250）。

- (3) 本調査に回答のあった借り手企業全体のうち、金融機関から要請を受け、要請に対し自らの意思に反して応じたとする借り手企業の割合（表3）は、前記(1)のとおり要請自体が減少したこともあり、「関連会社等の競争者と取引をしないことの要請」を除き、相当程度減少した。

＜表3：回答のあった借り手企業のうち、要請に対し自らの意思に反して応じたとする借り手企業の割合＞¹⁷

（単位：％）

内容	13年調査	18年調査	23年調査
預金を創設・増額することの要請	11.2	5.5	3.4
預金以外の金融商品・サービスを購入することの要請	8.4	5.5	2.7
自己又は自己の関連会社等の株式を購入することの要請	3.7	-	0.5
関連会社等の商品・サービスを購入することの要請	5.4	3.3	0.5
関連会社等と取引することの要請	1.2	0.5	0.1
他の金融機関から借入れをしないことの要請	1.3	1.1	0.5
関連会社等の競争者と取引をしないことの要請	0.1	0.0	0.2
借り手企業からの借入れの申出がないときの借入れの要請	12.3	12.9	4.0
一定率以上の借入シェアを維持して借り入れることの要請	7.8	3.0	1.0
返済を遅らせることの要請	-	8.0	2.4
契約に定めた金利を引き上げることの要請	5.6	10.3	2.8
契約で定めた返済期限を前倒しすることの要請	2.8	3.0	0.2
債権保全の程度を超えた明らかに過剰な追加担保を差し入れることの要請	2.9	3.4	1.1
単純平均	5.2	4.7	1.5

有効回答数は要請の内容ごとに異なる（23年調査では1,086～1,110）。

- (4) 各種要請に対して自らの意思に反して応じたと回答した借り手企業の52.1％が要請に応じた理由として「次回の融資が困難になる」ことを挙げているが、これは18年調査と同じであり、また、金融機関からの各種要請を「断りにくく感じる」という回答の割合は27.2％であり、18年調査の30.3％と比べて大きな減少はみられなかった。

¹⁸ 「関連会社等の競争者と取引をしないことの要請」の有効回答数は3社のみであり、うち2社が該当する。

- (5) 金融機関と借り手企業との間の取引において、融資取引先が「変わっていない」と回答した借り手企業の割合は71.8%であり、このうち87.3%もの企業が「変更を検討したことがない」と回答し、5.4%が「検討したが変更できなかった」ということであった。さらに、「検討したが変更できなかった」という回答のうち、半分近くが「他の金融機関と取引を開始しようとしても拒絶されるおそれがあるため変更できなかった」と回答している。これらのことから、借り手企業による融資取引先の変更が容易な状況にあるとはいえず、依然として独占禁止法上の問題が生じないように注意を要する状況であるといえる。

2 金融機関が留意すべき事項

- (1) 今回の調査において、独占禁止法上直ちに問題となる要請が行われた事例は見受けられなかったが、次回の融資への影響を懸念するなどの理由により自らの意思に反して要請に応じたという回答は、減少しているとはいえ一定割合みられた。また、前記1(2)のとおり、「要請されたことがあると回答のあった借り手企業のうち、要請に対し自らの意思に反して応じたとする借り手企業の割合」は総じて減少したとはいえ、いまだ低いとはいえない水準にある。これらのことから、借り手企業は、金融機関の意向をおもんばかって要請に応じることが少なくないことがうかがえる。このため、金融機関は、借り手企業が要請を断りづらい立場にあることを十分考慮し、各種要請を行うに当たっては、例えば、①要請に応じなくとも、今後の融資に何らかの影響を与えるものではない旨明確に説明する、②要請は融資が決定するまでの間は避けるなど、今後の融資等に関し不利な取扱いをされると受け取られないような形で慎重に行う必要がある。特に、借り手企業から各種要請に応じる意思がないとの表明があった、又はその表明がなくとも明らかに要請に応じる意思がないと認められるにもかかわらず重ねて要請を行うなどの行為は、不公正な取引方法に当たるおそれがあるため、そのような行為をしないよう注意する必要がある。
- (2) 18年調査報告書において、金融機関が借り手企業に対して行う各種要請に関し、別紙の「独占禁止法上の考え方」を示したところである。今回の調査によって、この考え方について変更すべき点はなく、金融機関においては再度これを確認し、引き続き法令遵守の取組に努める必要がある。

第7 公正取引委員会の今後の対応

公正取引委員会は、これまで、金融機関と借り手企業との間の取引における取引慣行の現状及び問題点について明らかにし、これらに関する競争政策上の考え方を示してきた。今回のフォローアップ調査の結果によれば、経済情勢の変化にもかかわらず、全体としては改善の方向にあると考えられる。

公正取引委員会としては、金融市場等における公正かつ自由な競争が維持・促進されるよう、今後も、各金融機関において、コンプライアンスに関する一層の取組が行われること、また、本調査結果及び18年調査報告書において公正取引委員会が示した、「独占禁止法上の考え方」（別紙）の周知徹底及び取引慣行の不断の見直し・点検が行われることを期待する。

公正取引委員会は、金融機関と借り手企業との取引における取引慣行全般について引き続き注視し、公正かつ自由な競争が阻害されているような事案に接した場合には独占禁止法に基づき厳正に対処していく。

18年調査報告書において示した「独占禁止法上の考え方」

ア 融資に関する不利益な取引条件の設定・変更

融資に当たっての適用金利，返済期限，担保等の取引条件については，金融機関と借り手企業との間において，当事者間の自由かつ自主的な判断に基づく協議を通じて決定されるべきものである。

しかしながら，金融機関が，融資等を通じた影響力を背景として，借り手企業に対して，正常な商慣習に照らして不当に不利益となるように取引条件を設定・変更する場合には，当該借り手企業の自由かつ自主的な判断による取引が阻害され，当該借り手企業が競争上不利な地位に置かれるおそれがある。

例えば，取引上優越した地位にある金融機関が借り手企業に対して次のような行為を行うことは，独占禁止法上問題となる（第2条第9項第5号）。

- 借り手企業に対し，その責めに帰すべき正当な事由がないのに，要請に応じなければ今後の融資等に関し不利な取扱いをする旨を示唆すること等によって，契約に定めた変動幅を超えて金利の引上げを受け入れさせ，又は契約に定めた返済期限が到来する前に返済させること。
- 債権保全に必要な限度を超えて，過剰な追加担保を差し入れさせること。
- 借り手企業に対し，要請に応じなければ次回の融資が困難となる旨を示唆すること等によって，期末を越える短期間の借入れや一定率以上の借入シェアを維持した借入れを余儀なくさせること。

イ 自己の提供する金融商品・サービスの購入要請

金融機関が創意・工夫に基づいて金融商品・サービスを顧客に対し積極的に販売することは，金融機関の自由な事業活動の展開を示すものである。

しかしながら，金融機関が，融資等を通じた影響力を背景として，借り手企業に対して，自己の提供する金融商品・サービスを購入させる場合には，借り手企業の自由かつ自主的な判断による取引が阻害され，当該金融機関の競争者が競争上不利な地位に置かれるおそれがある。

例えば，取引上優越した地位にある金融機関が借り手企業に対して次のような行為を行うことは，独占禁止法上問題となる（第2条第9項第5号）。

- 債権保全に必要な限度を超えて，融資に当たり定期預金等の創設・増額を受け入れさせ，又は預金が担保として提供される合意がないにもかかわらず，その解約払出しに応じないこと。
- 借り手企業に対し，要請に応じなければ融資等に関し不利な取扱いをする旨を示唆して，自己の提供するファームバンキング，デリバティブ商品，社債受託管理等の金融商品・サービスの購入を要請すること。

ウ 関連会社等との取引の強要

金融機関が、融資等を通じた影響力を背景として、借り手企業に対して、自己の関連会社等との取引を強制する場合には、借り手企業の自由かつ自主的な判断による取引が阻害され、当該金融機関の関連会社等の競争者が競争上不利な地位に置かれるおそれがある。

例えば、金融機関が融資等を通じた影響力を背景として次のような行為を行うことは、独占禁止法上問題となる（第2条第9項第5号，一般指定第10項）。

- 融資に当たり、要請に応じなければ融資等に関し不利な取扱いをする旨を示唆して、自己の関連会社等が提供する保険等の金融商品の購入を要請すること。
- 融資に当たり、要請に応じなければ融資等に関し不利な取扱いをする旨を示唆して、社債の引受けや企業年金運用の受託等の金融サービスの購入を要請すること。
- 融資に当たり、自己の関連会社等と継続的に取引するよう強制すること。

エ 競争者との取引の制限

金融機関が、融資等を通じた影響力を背景として、借り手企業に対して、自己又は自己の関連会社等の競争者と取引しないようにさせる場合には、借り手企業は取引先選択の自由を制限され、当該金融機関又はその関連会社等の競争者の取引機会が減少するおそれがある。

例えば、金融機関が借り手企業に対して融資等を通じた影響力を背景として次のような行為を行うことは、独占禁止法上問題となる（第2条第9項第5号，一般指定第12項）。

- 借り手企業に対し、他の金融機関から借入れを行う場合には貸出条件等を不利にする旨を示唆して、他の金融機関から借入れをしないよう要請すること。
- 自己の関連会社等の競争者との取引を制限することを条件として融資を行うこと。

オ 借り手企業の事業活動への関与

金融機関が、融資等を通じた影響力を背景として、借り手企業に対して、不当に事業活動に関与する場合には、当該借り手企業の自由かつ自主的な判断による事業活動が阻害され、当該借り手企業が競争上不利な地位に置かれるおそれがある。

例えば、取引上優越した地位にある金融機関が借り手企業に対して次のような行為を行うことは、独占禁止法上問題となる（第2条第9項第5号）。

- 要請に応じなければ今後の融資等に関し不利な取扱いをする旨を示唆すること等によって、自己又は自己の関連会社等の株式を取得させること。
- 資金調達の選択又は資産処分に干渉するなど資金の調達・運用又は資産の管理・運用を拘束し、借り手企業に不利益を与えること。